

## 第3編 災害応急対策計画



# ◆◆ 第1章 組織・動員計画 ◆◆

## 第1節 災害対策本部等運用計画

### 1. 計画の方針

井手町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、他の市町村、府及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて災害応急対策の実施に努める。

また、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

### 2. 災害警戒体制

気象業務法に基づく予・警報が、京都府南部地域に発表され、井手町において被害が発生するおそれがあるとき、災害警戒本部体制をとる。

#### (1) 職員配備体制

##### ア. 災害警戒体制 1号動員（防災規程 1号動員）

大雨又は風雨注意報が発令された時で被害が発生するおそれがある場合。

##### イ. 災害警戒体制 2号動員（防災規程 2号動員）

大雨又は風雨もしくは、洪水注意報が発令中で状況悪化のおそれがある場合。

##### ウ. 災害警戒体制 3号動員（防災規程 3号動員）

大雨又は暴風雨警報が発令された場合、台風が近畿に接近することが確実である場合。

ただし、災害警戒体制は、気象条件の変化等により、災害対策本部体制へ移行する可能性もある。

#### (2) 災害警戒体制時における業務

##### ア. 本部長の指示事項の伝達

##### イ. 降雨状況、河川水位の観測及び気象通達等の収集並びに伝達

##### ウ. 防災関係機関との連絡調整

##### エ. 危険箇所の状況把握及び応急措置

##### オ. 被害状況の調査及び収集

#### (3) 災害対策本部体制への移行

災害対策本部が設置された場合においては、災害警戒体制は自動的に、その業務を災害対策本部体制に引き継ぐものとする。

#### (4) 事故対策本部の設置

一時に多数の人命に危険が生ずる突発的事故（列車転ぶく、航空機遭難、爆発等）が発生した場合は「〇〇事故対策本部」を設置し、関係機関と直ちに協議して救急医療、救出その他の応急救助を実施する。

ただし、災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたときは、直ちに災害対策本部に切り換え必要な対策を実施する。

### 3. 災害対策本部の設置及び閉鎖

#### (1) 状況判断

災害警戒本部によって収集された以下に掲げる情報等が深刻化した場合は、町長、副町長、教育長、消防団長、安心・安全推進課長が集まり、井手町災害対策本部の設置について協議する。

ただし、大規模な火事又は地震等予測し難い災害が発生した場合は、その被害の程度により判断する。

- ・井手町内における降雨状況及び降雨予想
- ・町内主要河川の水位変動状況
- ・台風の進路予想
- ・町内の被害発生状況
- ・京都府の防災体制

#### (2) 災害対策本部設置基準及び閉鎖基準

##### ア. 設置基準

暴風雨又は局地的集中豪雨などのため、相当の被害が発生するおそれがあるとき。

##### イ. 閉鎖基準

被害が拡大するおそれが解消し、応急対策活動がおおむね終了したとき。

### 4. 井手町災害対策本部の組織等

#### (1) 災害対策本部の運用

ア. 井手町の災害に対処する組織は、次の事項を根幹として組織する。

- ①指揮命令系統を確立すること。
- ②できる限り簡素化し、名目的、形式的なものを排除すること。
- ③責任分担を明確にすること。

イ. 災害対策本部の設置及び閉鎖は、3の基準によって行い、関係者に通知するとともに一般に公告する。

ウ. 災害対策本部の活動は、災害の規模、程度によってそれぞれの体制をとるものとする。

エ. 災害対策本部の運営は、対策本部会議で決定した災害の予防及び応急対策の総合的な基本方針に基づき、事務分掌の迅速な処理に努める。

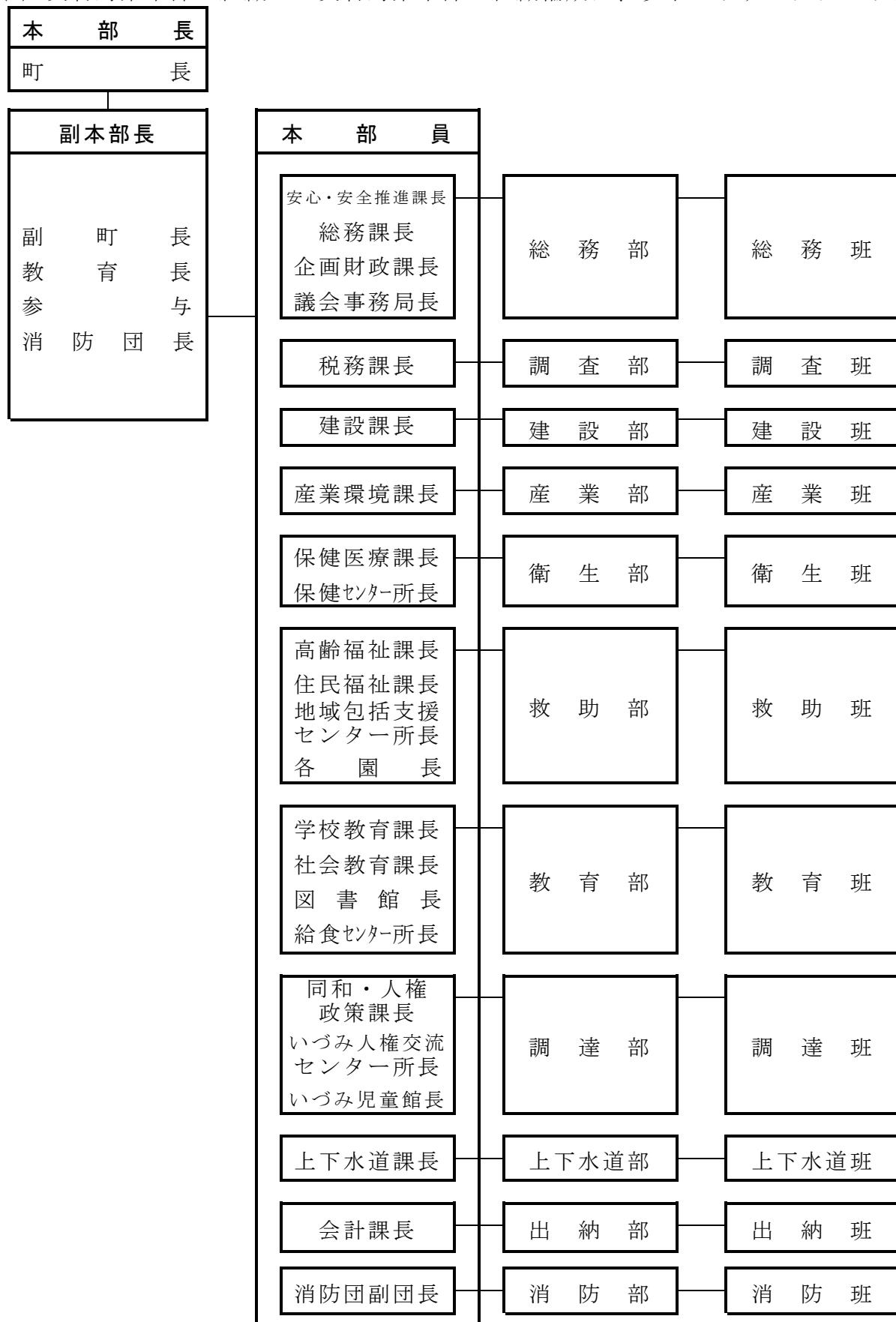
オ. 災害対策本部の各部、各班は、事務分掌の活動細目については、各部活動計画により定めるものとする。

カ. 隣接市町村に災害が発生した場合で、応急対策のため応援の必要があるときは、町長の指示に基づき応援活動を行うものとする。

#### (2) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、町役場とするものとし、設置予定場所には、平常時から通信施設等を整備し、本部設置の決定があれば直ちに開設できるよう用意しておく。

(3) 災害対策本部の組織



#### (4) 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部体制における各部の事務分掌は、次のとおりとする。

[災害対策本部事務分掌表]

部 名	部長担当職	事務分掌	担当課
総務部	安心・安全推進課長	1 災害予防及び応急対策の総合調整と各部との連絡に関すること。 2 災害対策本部の設置及び閉鎖に関すること。 3 予報、警報等の連絡に関すること。 4 災害情報被害状況の収集及び報告に関すること。 5 京都府災害対策本部山城災害対策支部及び関係機関との連絡に関すること。 6 消防団（水防団）の活動の調整及び指示に関すること。 7 自衛隊の派遣要請に関すること。 8 防災会議に関すること。 9 庁内の警備に関すること。 10 危険物の防災対策に関すること。 11 災害広報に関すること。 12 他部の所管に属しないこと。	安心・安全推進課 総務課 企画財政課 議会事務局
調査部	税務課長	1 住民被害の調査に関すること。 2 公共施設被害の概要調査に関すること。	税務課
建設部	建設課長	1 河川、公共土木施設、道路、橋梁の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 京都府山城北土木事務所との連絡に関すること。 3 公営住宅の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 4 水防に関すること。 5 水防資材の整備、点検、確保に関すること。 6 地震被災建築物応急危険度判定に関すること。	建設課
産業部	産業環境課長	1 商工業関係の被害状況調査及び応急措置に関すること。 2 農林水産関係の被害状況調査及び応急措置に関すること。 3 食糧等救助に必要な物資の確保に関すること。 4 ため池にかかる水防活動及び管理指導に関すること。 5 汚物の処理（清掃作業）及び措置に関すること。 6 被災者の埋葬に関すること。	産業環境課
衛生部	保健医療課長	1 飲料水の検査及び感染症予防に関すること。 2 医療救護所の設置等に関すること。 3 衛生部の活動に必要な調査及び情報の収集に関すること。 4 医療救護及び助産に関すること。 5 医療機関の被害状況調査及び情報の収集に関すること。	保健医療課 保健センター

部 名	部長担当職	事 務 分 掌	担 当 課
救 助 部	高齢福祉課長	1 災害救助法の運用に関する事。           2 救助に必要な情報収集及び調査並びに連絡に関する事。           3 救助物資の確保及び配分に関する事。           4 福祉施設の被害状況調査及び応急措置に関する事。           5 避難所の開設及び炊出しに関する事。           6 義援金品、見舞品の受付及び配分に関する事。           7 生活保護世帯、高齢者世帯、ひとり親家庭の調査及び措置に関する事。           8 児童扶養手当支給世帯の調査及び措置に関する事。           9 その他一般救助事項に関する事。	高齢福祉課 住民福祉課 玉川保育園 多賀保育園 いづみ保育園 地域包括支援センター
教 育 部	学校教育課長	1 児童、生徒の応急措置及び教育に関する事。           2 教育施設の被害状況調査及び応急措置に関する事。           3 教科書、学用品の調達並びに配分に関する事。           4 児童、生徒の防疫に関する事。	学校教育課 社会教育課 図書館 給食センター
調 達 部	同和・人権 政 策 課 長	1 応急復旧資材の調達に関する事。           2 公用自動車の配車に関する事。           3 応急庁用必需品の管理に関する事。           4 公営住宅の被害状況調査及び応急復旧に関する事。	同和・人権 政 策 課 いづみ人権交 流センター いづみ児童館
上下水道部	上下水道課長	1 飲料水の確保及び給水に関する事。           2 水資源の調査及び措置に関する事。           3 下水道の被害状況調査及び復旧に関する事。	上下水道課
出 納 部	会計課長	1 災害関係費支出の審査及び支払いに関する事。	会 計 課
消 防 部	消防団長	1 消防活動及び水防活動に関する事。           2 その他応急救助に関する事。	消 防 団

## 5. 職員の証票

災害応急対策において本町及び関係機関の職員が災害対策基本法に基づき施設、土地、家屋又は物資の所在する場所若しくは物資を保管する場所に立ち入り検査を行う場合における職員の身分を示す証票は、本町において発行する身分証明書とする。

## 第2節 動員計画

### 1. 計画の方針

町域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の予防及び災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部要員及びその他の動員についてその要領を定める。

### 2. 災害警戒体制の動員

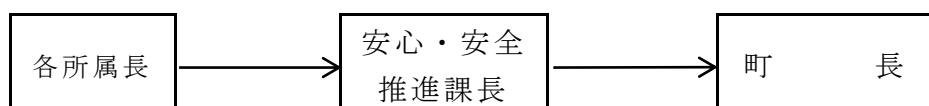
#### (1) 動員計画

大雨、風雨等気象条件の悪化が予想される場合、又は台風の接近など、町域に被害が起こる可能性が認められる場合、状況に応じ、1号動員から3号動員の配備による災害警戒体制をとる。

なお、災害警戒体制は、気象条件の悪化等により、応急対策活動を実施する必要がある場合、速やかに災害対策本部体制へ移行するものとする。

#### (2) 動員状況の把握

災害警戒体制の活動を円滑に運営するため、次の系統により動員した要員を報告するものとする。



[災害警戒体制報告系統図]

#### [報告内容]

- ・所属別、男女別人員
- ・対策従事者、待機者の内訳及び状況
- ・待機者の待機場所等
- ・その他

### 3. 災害対策本部の動員

#### (1) 動員計画

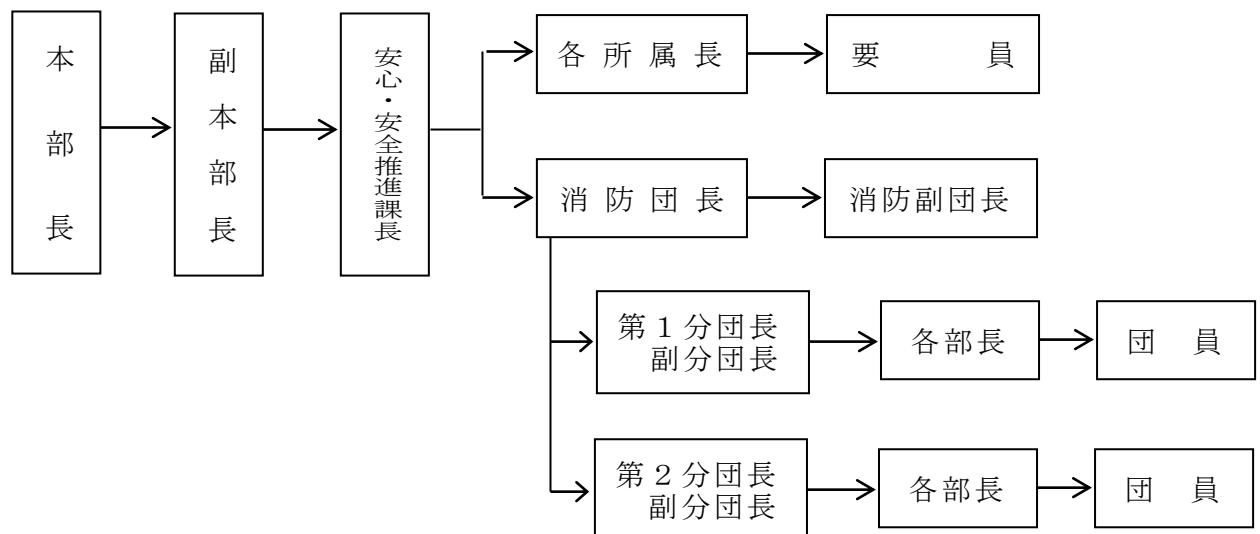
災害対策本部の配備要員は、次の4段階により、あらかじめ動員数を設定し災害対策本部長の指令に基づき出動する。

動員の種類	状況	配置人員基準
1号動員	大雨又は風雨注意報が発表されたときで被害が発生するおそれがある場合	総務部 1名 建設部 1名 産業部 1名 上下水道部 1名 消防部 2名
2号動員	大雨又は風雨もしくは、洪水注意報が発表中で状況悪化のおそれがある場合	総務部 1名 建設部 1名 産業部 1名 上下水道部 1名 消防部 4名
3号動員	大雨又は暴風雨警報が発表された場合、台風が近畿に接近することが確実である場合	総務部 2名 建設部 2名 産業部 1名 上下水道部 2名 消防部 6名
4号動員	特別警報が発表されたときや大規模な被害発生が予想されるとき又は被害が発生したとき	各部全員

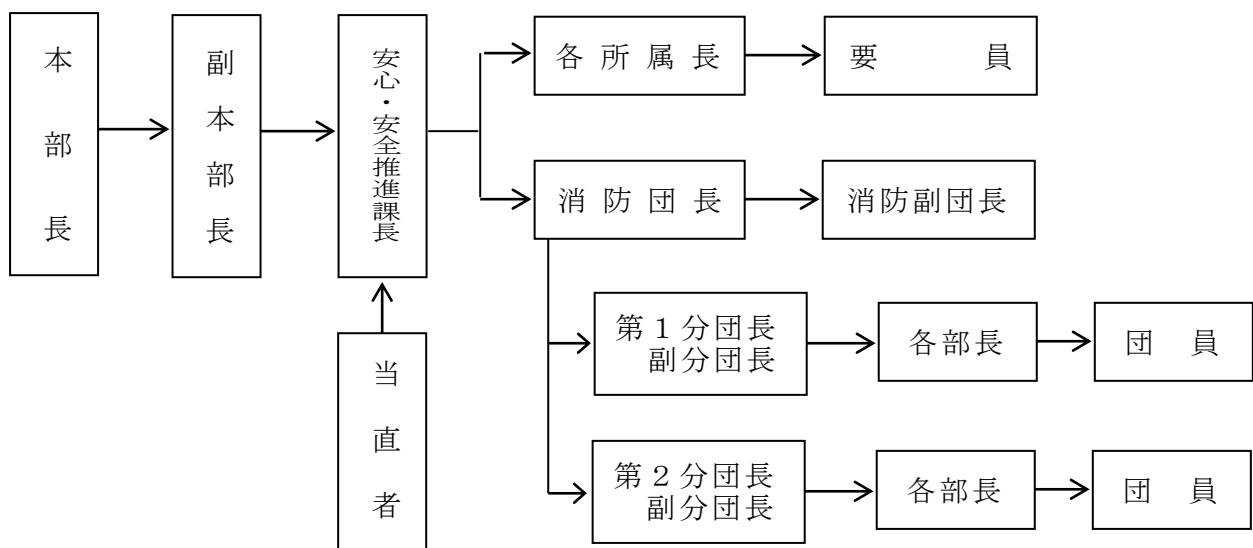
## (2) 動員要領

### ア. 本部要員等に対する伝達

#### (ア) 平常勤務時の伝達系統（例示）



(イ) 勤務時間外における伝達系統



イ. 動員の方法

- (ア) 動員の伝達は、電話若しくは連絡員等の方法で上記の系統により行う。  
 (イ) 勤務時間外における伝達は、電話又は連絡員により行うが、電報により動員するときは次の文章を使用する。

略文………「サイガイ コイ チョウ」

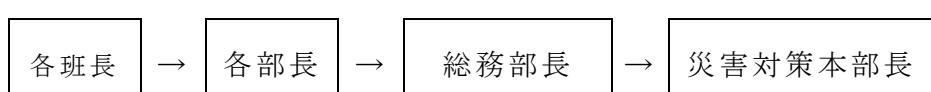
解説文……災害緊急事態のため至急出勤せよ町長

ウ. 消防団員の動員

消防団員(消防部要員)の動員要領については、別に定める消防計画及び水防計画の出動基準によるものとする。

エ. 動員状況の把握

災害対策本部の活動を円滑に運営するため、次の系統により動員した要員を報告するものとする。



[災害対策本部報告系統]

[報告内容]

- ・所属別、男女別人員
- ・対策従事者、待機者の内訳及び状況
- ・待機者の待機場所等
- ・その他

(3) 他機関に対する応援要請

ア. 応援要請の協議

応急救助の実施について京都府及び他市町村に応援を求める必要が生じた場合は、災害対策本部長は直ちに本部会議を召集し応援要請について協議し決定する。ただし、事態が急迫して本部会議を召集するいとまのないときは、直接本部長が決定する。

イ. 要請及び報告

災害対策本部長が応援を要請した場合は、要請先に対し自衛隊災害派遣要請に  
準じて要請を行うとともに、山城広域振興局長に対しこの旨を報告する。

ウ. 応援隊との連絡

応援隊の活動についての連絡は、直接関係のある班長が当たり、応援の状況を  
把握して対策本部長に報告する。

## ◇◆ 第2章 通信情報活動計画 ◇◆

### 第1節 通信情報計画

#### 1. 計画の方針

災害時における本町の被害状況の収集をはじめ、各機関相互間の通知、要請、指示、通報、伝達等の通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、その要領を定めるとともに、非常の際における通信連絡を確保するため、公衆通信設備の優先利用、非常無線の利用及び放送の要請等について定める。

#### 2. 被害状況等の把握

##### (1) 住民等による把握

- ア. 災害の発生を知った者は、直ちにその事実を災害対策本部に連絡する。
- イ. 自治会長、消防団員、農業協同組合理事等は、知り得た地域内の災害状況を遅滞なく災害対策本部に連絡する。

##### (2) 本部による把握

- ア. 被害状況の把握にあたっては、総務部において現地調査班の編成及び連絡員の配置を行う。この編成に基づき各部長は、部内で知り得た被害状況、部の活動状況及び要望事項を本部長に報告する。
- イ. 本部長に報告された各種情報は、総務部において収集整理する。

#### 3. 被害状況等の報告

災害対策基本法第53条に規定された被害状況等の報告については次の要領による。

##### (1) 災害情報報告要領

この要領は、本町に被害が発生し、又はそのおそれがある場合に、その状況を速やかに知事(府災害対策本部長)に報告すること等の必要な事項を定めるものとする。

###### ア. 報告の内容

- ・被害の概要
- ・井手町災害対策本部設置の状況
- ・避難指示の状況
- ・消防(水防)機関の活動状況(主な活動内容と使用した機材)
- ・応援要請状況
- ・要員及び職員派遣状況
- ・応急措置の概要
- ・救助活動の状況
- ・要望事項
- ・その他の状況

###### イ. 報告の概要

災害が発生した場合、アに掲げる報告内容により、そのつど速やかに、資料編

：様式－8により報告を行う。

#### ウ．報告の処理概要

(ア) 町長(町災害対策本部長)は、府山城広域振興局長(府山城災害対策支部長)を経由して知事(府災害対策本部長)に報告すること。

(イ) 災害救助法を適用された場合の救助活動の詳報については、別に指示するところにより報告すること。

#### (2) 被害状況報告要領

この要領は、町長(町災害対策本部長)が町内に被害が発生したとき又はそのおそれがある場合に、その状況を速やかに知事(府災害対策本部長)に報告するとともに引き続き被害が確定するまで報告すること等の必要な事項を定めるものとする。

#### ア．報告の種類

報告の種類は、次の5種とする。

(ア) 被害概況即報

(イ) 被害状況報告

(ウ) 被害確定報告

(エ) 被害詳細報告

(オ) 被害写真報告

#### イ．報告の内容と時期

(ア) 被害概況即報

初期的段階で被害の有無及び程度の全般的概況について報告するものとし、正確度よりも迅速を主とすることが望ましく、資料編：様式－9により行うものとする。

ただし、警報が発表されたときは被害の有無にかかわらず、原則として発表後1時間以内に報告すること。

(イ) 被害状況報告

被害概況速報後、被害状況がある程度まとまった段階において、遂次資料編：様式－10及び様式－11により報告すること。ただし、知事(府災害対策本部長)が必要と認める場合は、その指示に従って報告すること。

(ウ) 被害確定報告

被害の拡大のおそれがなく、被害が確定した後15日以内に資料編：様式－10により報告するものとすること。ただし、知事(府災害対策本部長)が必要と認める場合は、その指示に従って報告すること。

(エ) 被害詳細報告

衛生・商工・農林・土木及び教育関係の被害詳細については、別に指示するところに従って報告すること。

(オ) 被害写真報告

被害状況の写真による報告は、最も迅速な便をもって報告すること。

#### ウ．報告の方法

報告は、原則として京都府防災情報システム等をもって行うこととし、災害の経過に応じて、把握した事項から遂次報告するものとする。

また、京都府防災情報システム以外の通信設備を利用する際には次の事項に留

意すること。

(ア) 電話による場合

「災害時優先電話」を利用するものとし、必要に応じて「定時通話」により一定間隔によって報告を行う。

(イ) 防災行政無線による場合

有線による連絡不能の場合及び緊急を要する報告については、次の通信優先順位により防災行政無線を利用する。なお、その他無線の取扱いについては、別に定める取扱要綱による。

- ① 緊急要請
- ② 災害対策本部指令及び指示
- ③ 応急対策報告
- ④ 被害状況報告
- ⑤ その他災害に関する連絡

(ウ) 西日本旅客鉄道株式会社の通信設備等の利用

警報の伝達及び応急措置の実施に必要な連絡等緊急を要するもので、かつ一般の公衆電話が途絶した場合は玉水駅、警察署及び消防署の通信設備を利用する。

(エ) 通信途絶時における措置

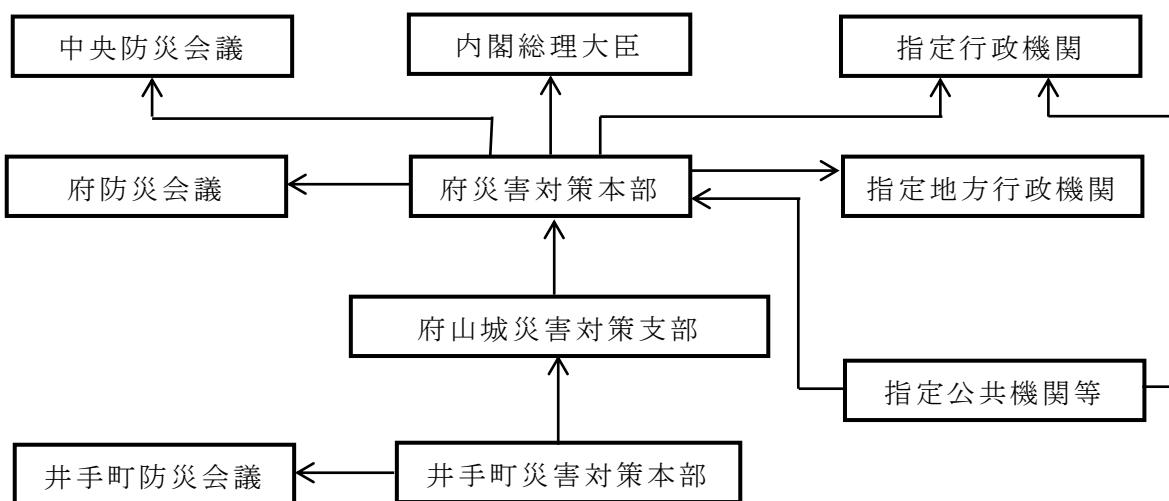
公衆電話通信、電報、防災行政無線、JR西日本の通信等いかなる通信設備によっても連絡不能の場合は、連絡員を急派して連絡の確保に努めるものとする。

エ. 報告の処理概要

町長(町災害対策本部長)は、山城広域振興局長(府山城災害対策支部長)を経由して、知事(府災害対策本部長)に報告すること。

オ. 報告の系統

災害情報等の報告は、おおむね次のとおりとする。



[災害情報等報告系統図]

#### カ. 報告上の留意事項

報告には、あらかじめ定められた記号を用いて行い、単位の呼称(人・棟世帯・cm・mm等)は省略する。

また、時刻は24時間制を採用し、午前・午後の区別は使用しない等報告の簡略化を図るものとする。

#### キ. 平常時における留意事項

- (ア) 各種報告の様式及び用語等の周知徹底を期しておくこと。
- (イ) 報告の基礎となる資料を整備しておくこと。
- (ウ) 電話による「非常通話」「緊急通話」については、あらかじめ最寄りの市外交換取扱局の承認を受けておくこと。
- (エ) JR西日本の通信設備の利用については、知事とJR西日本社長が協定を締結しているが、具体的な利用方法については玉水駅とあらかじめ協議しておくこと。
- (オ) 報告に要する用紙については、必要なものを事前に印刷して保管しておくこと。また、各用紙とも複写機により複写可能のものとするよう留意する。

### 4. 関係機関との連絡

井手町災害対策本部と防災関係各機関は、各種情報の収集について十分連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して、応急対策活動が円滑に実施されるよう努めるものとする。

関係機関と災害対策本部各部の分担は、次のとおりとする。

[防災関係機関一覧表]

関係機関	対策本部担当部・班
京都府山城広域振興局 京都府田辺警察署 京田辺市消防本部 京都地方気象台 京都田辺公共職業安定所 陸上自衛隊第4施設団 西日本電信電話株式会社京都支店 西日本旅客鉄道株式会社玉水駅 関西電力送配電株式会社 独立行政法人水資源機構木津川ダム総合管理所 奈良交通 西日本ジェイアールバス 山城田辺郵便局 朝日新聞宇治・学研都市局 京都新聞京田辺支局 毎日新聞学研・宇治支局 読売新聞学研都市支局 産経新聞けいはんな支局	総務部
京都府山城北保健所 田辺中央病院	救助部
近畿農政局 京都府山城北農業改良普及センター 井手・多賀土地改良区 京都やましろ農業共同組合井手町支店	産業部
近畿地方整備局京都国道事務所 京都府山城北土木事務所 近畿地方整備局淀川河川事務所	建設部

## 5. 非常無線通信の利用

災害時において有線通信の利用が不能又は著しく困難な場合における通信を確保するため、電波法第52条及び第74条の規定に基づく非常無線通信の利用を図る。

府、市町村、及び防災関係機関が行う予報、警報及び情報の伝達若しくは被害の状況の収集報告、その他の災害応急対策に必要な指示、命令等は、防災行政無線、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

### (1) 非常無線通信実施

地震・台風・洪水・雪害・火災・その他非常の事態が発生したとき又は発生するおそれがある場合において、有線通信の利用ができないか、あるいは利用することが著しく困難な場合に実施することができる。

### (2) 非常通報の内容

非常無線通信を利用できる通報の内容は、次の内容のものとする。

- ア. 人命救助に関するもの
- イ. 天災の予報(主要河川の水位を含む。)及び天災その他災害の状況に関するもの
- ウ. 緊急を要する気象、地震等の観測資料
- エ. 電波法第74条による非常の場合の郵政大臣の通信実施命令によるもの
- オ. 非常事態が発生した場合の収集・復旧・交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- カ. 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- キ. 遭難者の救護に関するもの
- ク. 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- ケ. 鉄道線路、道路、電力施設、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理、復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
- コ. 災害対策基本法第57条の規定に基づき、知事又は町長が発受する通知、要請、伝達又は警告で特に必要があると認めたもの
- サ. 災害対策基本法第79条の規定に基づき指定地方行政機関の長、府知事又は町長が災害の応急措置を実施するため必要な緊急通信に関するもの
- シ. 防災関係機関相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分等に関するもの
- ス. 災害救助法第24条の規定に基づき、知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

### (3) 非常通報を発信できる機関

非常通報は、無線局を開設している者が自ら発受するほか次に掲げる者の依頼により発受することができる。

- ア. 官庁(公共企業体を含む。)及び地方自治体
- イ. 地方防災会議及び対策本部
- ウ. 日本赤十字社
- エ. 全国都市消防長連絡協議会
- オ. 電力事業者
- カ. 地方鉄道会社
- キ. その他人命の救助及び急迫の危険又は緊急措置に関して発信を希望する者

(4) 非常通報の依頼事項

- 発信を希望する者は、次の事項を明記して最寄りの無線局に依頼するものとする。
- ア. あて先の住所、氏名(かっこをもって電話番号を付記する。)
  - イ. 本文(字数は、1通200字以内とし、末尾に発信者の名称を記入すること。)
  - ウ. 発信者の住所、氏名(電話番号を付記する)

(5) アマチュア無線の利用

本町内アマチュア無線家に協力を依頼し、アマチュア無線局を利用する。

## 6. 西日本旅客鉄道株式会社の通信設備の利用

町長が災害に際して通知、要請、伝達又は警告若しくは応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があるときに西日本旅客鉄道株式会社が設置する通信設備を利用するについて災害対策基本法に基づき西日本旅客鉄道株式会社と知事との間に協定を締結している。

## 7. 放送の要請

町長が災害に際して通知、要請、伝達又は警告若しくは応急措置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときには放送局に放送を要請するについても災害対策基本法に基づき関係放送局と知事との間に協定を締結している。

## 第2節 災害広報計画

### 1. 計画の方針

本町の地域に係る災害について被害の状況及び応急対策あるいは応急復旧等に関する情報を、町及び関係機関が迅速かつ的確に被災住民をはじめ一般住民に広報を行い民心の安定と、速やかな復旧を図るものとする。

### 2. 計画の内容

#### (1) 広報担当部・班

災害に関する広報は、総務部が担当し、情報の収集と公表の一元化を図るものとする。

#### (2) 報道機関に対する発表

報道機関に対する発表あるいは報道機関からの問合せの受付、応答について実施要領を定めておく。

発表の内容はおおむね次の事項とする。

ア. 災害の種別

イ. 発生日時及び場所

ウ. 被害の状況

エ. 応急対策実施状況

オ. 住民に対する避難指示等の状況

カ. 一般住民及び被災者に対する協力及び注意事項

キ. 気象に関する状況

ク. 河川の水位に関する状況

#### (3) 関係機関の相互協力

災害の広報にあたって必要があるときは、他の関係機関に対し情報の提供を求めるとともに、ニアラート（災害情報共有システム）を利用した被害の状況や応急復旧等に関する情報の提供を行うなど、相互に資料の交換を行う。

#### (4) 広聴活動

各機関は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行うものとする。

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、府警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

## (5) 一般住民への広報要領

災害及び応急対策の状況又は住民に協力を要請すべき事項については、次の要領により広報する。

### ア. 災害発生前の広報

災害の規模、動向、今後の予想を検討し、これに対処するため被害の防止等に必要な注意事項をとりまとめ、次の方針のうち必要にして適切な方針を講ずるものとする。

- ・広報車により広報すること。
- ・広報紙、ビラ、ポスター緊急速報メール、事前登録によるメール、SNS、ホームページ、アプリケーション等の情報通信環境を利用すること。
- ・新聞、ラジオ、テレビ等に対し、特に報道を要請すること。

### イ. 被害発生後の広報

被害の推移、避難準備及び避難の指示、応急措置の状況が確実にゆきわたるよう広報する。

例えば、電力、ガス、水道等の復旧状況、交通機関の運行状況、河川の水防活動、災害救助活動等に重点をおき、民心の安定と事故防止及び激励を含め、沈着な行動を要請する等の事項を(4)アに掲げた方法により迅速に行うものとする。

## ◆◆ 第3章 災害救助法の適用計画 ◆◆

### 1. 計画の方針

この計画は、災害救助法の適用基準及び適用手続等について定める。

### 2. 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、本町の被害が次の各号の一以上に該当する被害で、かつ、現に応急的な救助を必要とするときは本町で実施する。

(1) 本町の区域内の人口に応じ、次に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合。

[災害救助法の適用基準世帯数]

区分	人口	滅失世帯数
井手町	7,406人	40

(注：人口は令和2年10月1日国勢調査による。)

(2) 京都府の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が2,000世帯以上の場合であって、本町の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が(1)の滅失世帯数の半数以上であること。

(3) 京都府の区域内で住家の滅失した世帯の数が9,000世帯以上であって、本町の区域内の被害世帯数が多数であること。

(4) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであること。

(例) ① 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とするものであること。

② 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊な技術を必要とするものであること。

(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であること。

(例) ① 交通事故により多数の者が死傷した場合

② 群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合

③ 山崩れ、がけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合

### 3. 被災世帯の算定基準

#### (1) 住家の滅失の算定

災害救助法の適用基準にいう「住家の滅失」は次のとおり算定する。

- ア. 住家が全壊、全焼又は流失した世帯は 1 とする。
- イ. 住家が半壊、半焼したものにあっては 2 世帯をもって 1 とみなす。
- ウ. 住家が床上浸水又は土砂のたい積などにより一時的に居住することができない状態となった世帯にあっては 3 世帯をもって 1 とみなす。

## (2) 住家の滅失等の認定

### ア. 全壊、全焼又は流失

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延面積の70%以上に達したものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体で占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

### イ. 半壊又は半焼

住家の損壊又は焼失した部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体で占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

このうち、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊という

### ウ. 準半壊

住家の損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの

### エ. 床上浸水

上記ア、イ、ウに該当しない場合であって浸水がその住家の床上に達した程度のもの又は土砂、竹木等のたい積のため一時的に居住することができないもの

### オ. 住家

現実にその建物を居住のために使用しているもの

(解釈) 必ずしも一棟の建物に限らない。例えば炊事場、浴場又は便所が別棟であったり、離家が別棟であるような場合には、これら生活に必要な部分の棟数は合して 1 棟とする。

なお、社会通念上住家と称せられる程度のものであることを要しない。

したがって学校、病院等の施設の一部に住み込んで居住している者はもちろん、一般に非住家として取り扱われる土蔵、小屋等であっても現実に住家として人が居住しているときは住家とみなす。

### カ. 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位

(解釈) 同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然 2 世帯となる。また主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設等に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舎等を 1 世帯として取り扱う。

## 4. 災害救助法の適用手続

### (1) 災害に際し、本町における災害が 1 に掲げた適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みであるときは、町長は直ちにその旨を知事に報告とともに、災

害救助法を適用する必要がある場合は、あわせてその旨を要請すること。

- (2) 災害救助法適用の要請を受けた知事は京都府災害対策本部会議を開き災害救助法を適用すべきか否かを判断し、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について町長に指示するとともに関係機関に通知又は報告し、一般に告示する。
- (3) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

## 5. 応急救助の実施

災害救助法による救助実施は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助の実施に関する職権は、町長に委任している。町長は委任された職権を行使したときは、すみやかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を除く。）供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与もしくは貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の搜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹林等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

## 6. 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 300 円以内 (加算額) 冬季 (10~3月) 別に定める額を加算  高齢者の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7m <sup>2</sup> を基準とする。 2 限度額 1戸当たり 2,401,000 円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内着工	1 基準面積は、平均1戸当たり29.7m <sup>2</sup> 、2,401,000円以内であればよい。 2 高齢者の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の供与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,010 円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額			期間	備考		
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期(4月～9月)冬期(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内			災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること		
		区分	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上1人増すごとに加算
		単位円	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	
	全壊	夏	17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	7,300
	全焼 流失	冬	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400
	半壊 半焼 床上 浸水	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400
		冬	9,100	12,000	16,800	19,900	25,300	3,300
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内			災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上		
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額			分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上		

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
災害にかかつた者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかつた住宅の応急修理	1 住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 520,000円以内	災害発生の日から1ヶ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,100円 中学校生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	災害発生の日から(教科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 201,000円以内 小人(12才未満) 160,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者について死体に関する処理（埋葬を除く）をする。	（洗浄・消毒等） 1 体当たり 3,300 円以内 (一時保存) 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,000 円以内 (検査) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検査は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で、自力では除去することのできない者	1 世帯当限度額 133,900 円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1 人 1 日当たり 医師・歯科医師 20,100円 薬剤師 15,200円 保健師、助産師、看護師 15,400円 土木技術・建築技術者 16,600円 救急救命士 14,700円 大工 16,200円 左官 15,300円 とび職 17,100円	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

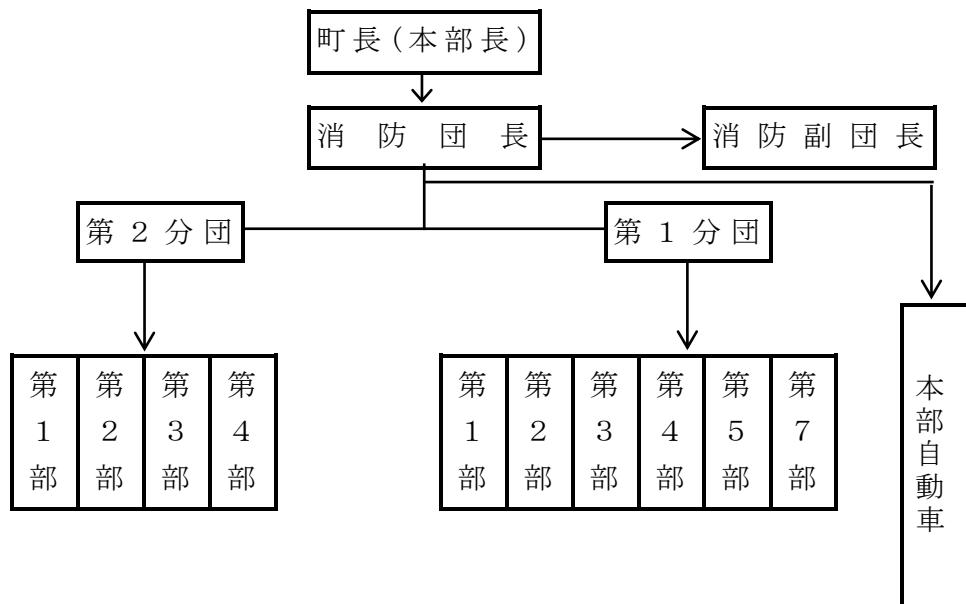
## ◆◆ 第4章 消防計画 ◆◆

### 1. 計画の方針

この計画は、消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう消防組織の編成、消防施設（救急業務を含む）の配備及び相互応援の方法等について定める。

### 2. 消防組織計画

(1) 消防組織は次のとおり編成する。



(2) 災害対策本部及び現場指揮本部等

災害時における消防活動は、災害対策本部及び現場指揮本部等の指揮命令により行動する。

(3) 消防機器の配備

消防機器を次のとおり配備する。

### [消防機器材の配置]

(平成28年1月現在)

部 名	消防ポンプ自動車	防火水槽	消火栓
本 部	消防自動車C D – 1級 1台 小型高压送水ポンプ 1台	—	—
第 1 分団第 1 部	小型動力ポンプB 2級 1台	10(2)	54
第 2 部	〃	18(7)	48
第 3 部	〃	4(1)	35
第 4 部	〃 小型動力ポンプB 3級 1台	7	23
第 5 部	小型動力ポンプB 2級 1台	6	41
第 7 部	〃	5(5)	24
第 2 分団第 1 部	〃	7	25
第 2 部	〃	1(1)	23
第 3 部	〃	3	26
第 4 部	〃	6(2)	21
計 10 部	小型動力ポンプB 2級 10台 小型動力ポンプB 3級 1台	67(18)	320
京田辺市消防署 井 手 分 署	消防車1台, 救急車1台, 指揮支援車1台	—	—

(資料: 安心・安全推進課)

※()内は事業所内の防火水槽設置数を表す。

### 3. 警報発令伝達計画

#### (1) 火災警報の発令

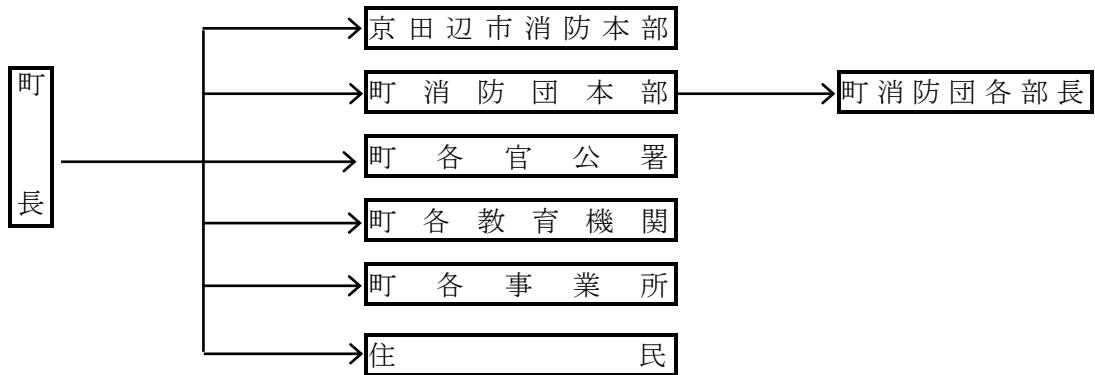
町長は、「京都府火災気象通報」の通達を知事より受けたとき、または気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令し、火災予防上必要な措置をとる。(消防法第22条)

##### ア. 火災気象通報の通報基準(京都府南部)

- (ア) 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、最大風速7m/s以上の風が吹くとき
- (イ) 強風が吹き続くとき(平均風速が12m/s以上となり、主として強風のため火災の予防上危険であるとき)

#### (2) 伝達系統

火災警報の伝達系統は、以下のとおりである。



[火災警報通報連絡系統図]

#### 4. 情報計画

##### (1) 災害情報の収集及び報告

消防団各分団は、地区内の災害に関して収集した情報を安心・安全推進課及び京田辺市消防署（井手分署）に報告する。

##### (2) その他

他の実施方法については、「第2章 第1節 通信情報計画」により行う。

#### 5. 火災警防計画

##### (1) 出動要領

町域において火災の発生を感知した場合、発見者は京田辺市消防本部に119番通報を行う。これを受けた京田辺市消防本部は、火災の状況等を勘案し、井手分署に出動命令を出し、消火活動にあたる。

この時、井手分署の消防力では対応できない場合には、井手分署は町に対し、消防団の出動を要請する。

ただし、火災の状況により、京田辺市消防署（井手分署）の出動を待ついとまがない場合には、消防団は速やかに消火活動にあたるものとする。

なお、消防団の火災出動は、次の区分により、第1、第2出動とする。

##### ア. 第1出動

###### (ア) 基準

- a 分団管轄区域内に火災の発生を感知したとき
- b 出動指令を受けたとき

###### (イ) 出動分団

火災現場至近の分団

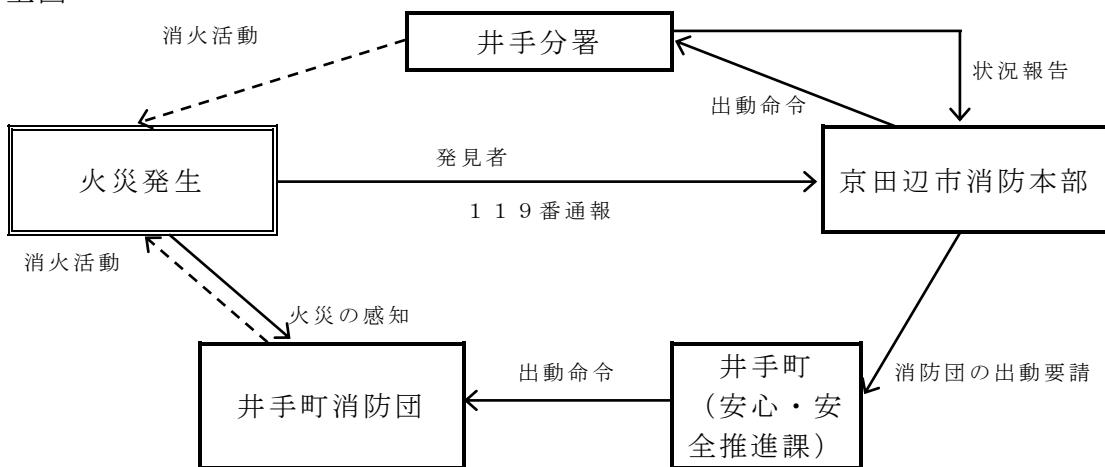
##### イ. 第2出動

###### (ア) 基準

- a 火煙上昇を認め、又は類焼のおそれのある地域の火災を覚知したとき
- b 学校等公共建物又は大規模建物の防火対象物の火災を覚知したとき
- c 異常乾燥又は強風注意報下において火災の発生を覚知したとき
- d 出動命令を受けたとき
- e 火勢延焼拡大のおそれとなり、又は飛火火災の危険ありと認めたとき
- f 出動配置によるもなお消防力不足のおそれがあると

#### (イ) 出動分団

全団



[消防団出動の概要]

#### (2) 警戒体制の確立

気象状況が悪化した場合、火災発生の危険があるとき、火災発生によって著しく混乱を招来するか、あるいは人的危険が予想されるときには警戒班によって厳重な警戒を実施する。

#### (3) 通信体制の確立

消防団員の召集、出動指令、報告通報等の活動が開始されたときは、緊急通信の優先順位により通信を確保する。

#### (4) 火災防ぎよ体制

火災が発生した場合、消防上危険な建物等が密集している地域、地形的に活動の不利な地域、水利の悪い地域、危険物施設等延焼拡大のおそれのある地域において火災防ぎよ体制を確保する。

### 6. 救助、救急計画

- (1) 救助、救急活動を円滑に推進するため、医療機関との協力体制の確立を図る。
- (2) 「被災者救出計画」等に基づき、被災者の救出、救護に当たる。

### 7. 相互応援計画

大規模災害及び特殊災害の発生により広範囲に延焼拡大あるいは相互に被害が予想される等の事態が生じた場合は、現場状況に応じて次により応援を求める。

#### (1) 京都府広域消防相互応援協定

京都市及び舞鶴市を拠点とした15市11町村5消防組合の応援協定により、井手町及び隣接市町村のみでは防ぐことのできない場合に要請する。

#### (2) 相互応援協定

消防組織法第21条の「消防に関し相互に応援する協定(約)」に基づき、他市町村との相互応援協定の締結に努め、前記(1)以外で必要と認めるときに応援を要請する。

## ◆◆ 第5章 水防計画 ◆◆

### 1. 計画の方針

本町の地域における水防上必要な諸活動の大綱を定めるものとする。

### 2. 計画の内容

#### (1) 水防の責任

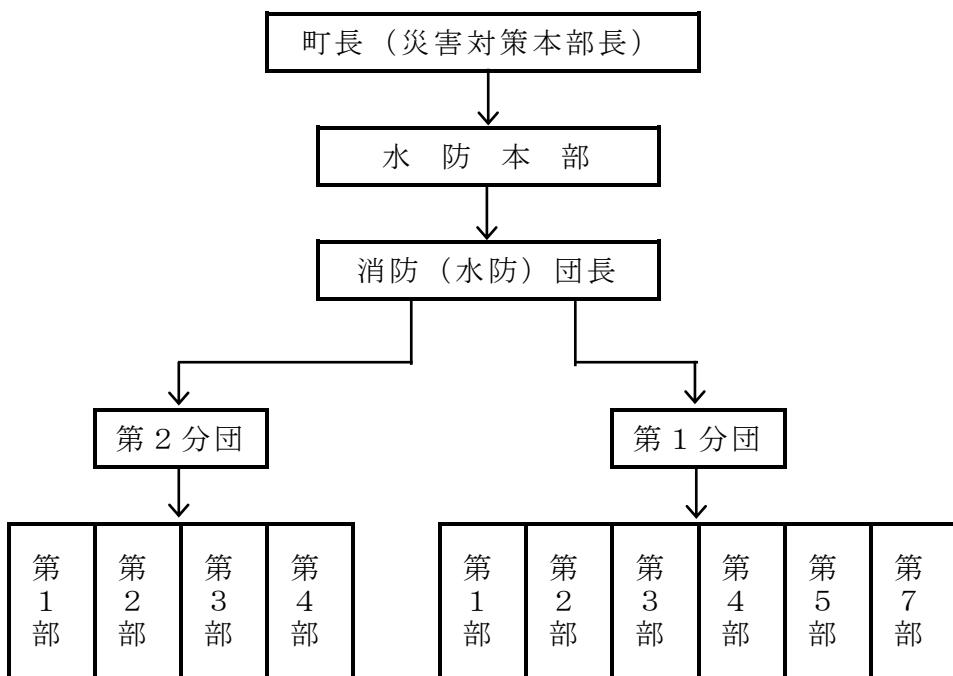
水防管理団体である本町は、水防法第3条の規定により、本町における水防を十分に果たさなければならない。

これは、水防法の定めるところに従って水防組織を整備し、水防活動を行い、水防施設、資器材を整備する等水防に関する準備行為、具体的水防活動等の責任を有するものである。

#### (2) 水防活動の組織

水防業務を処理する水防団は、井手町消防団をもってこれにあて消防団本部を水防団本部とし、井手町長（災害対策本部長）が総括する。

消防分団単位に水防分団を編成し、各分団管轄区域内における水防業務に従事する。ただし、被災地域及び事態が切迫し、災害対策本部長が指示した場合は、分団管轄区域外においても水防業務に従事する。



#### (3) 重要水防区域等

西に木津川、南に渋川、北に青谷川、中部に玉川、才田川、南谷川等の河川があり、そのほとんどが天井川であり、その底部に住居を構え起伏のある平野部が少ない地形である。大雨等により木津川が増水したときは、木津川に注ぐ各河川の樋門を閉めるため、内水によりしばしば低地帯にある家屋等は被害を受けている状態である。

一方、ため池等については改修がなされており、現在特に危険な状態にあるため池はない。

河川のうち、その現象から見て洪水の場合において、公共上に及ぼす影響が大きく、特に、警戒防ぎよを図る必要が認められる区域を以下に示す。

[重要水防箇所及び区域一覧表]

国土交通省直轄河川重要水防箇所

河川名	左右 岸別	種 別	重要度	地先名	延長m	備 考
木津川	右	工作物	A	井 手	—	井手町揚水機場
〃	〃	—	—	〃	430	〃
〃	〃	—	—	〃	1,088	旧川跡

京都府重要水防区域

水系名	河川名	担当水防 管理団体名 〔市町村水防 事務組合〕	重要水防区域		
			左右 岸別	場 所	延 長 m
淀川	渋川	井手町	右	起点～木津川合流点	1,000
〃	青谷川	〃	左	多賀	1,200
〃	玉川	〃	左	井手	1,700
〃	〃	〃	右	〃	1,700
〃	南谷川	〃	左	多賀	1,300
〃	〃	〃	右	〃	1,300

(資料：平成14年度京都府水防計画)

京都府河川重点警戒箇所

水系名	河川名	河川重点警戒箇所		延長(m)	区 分	備 考 (重要水防区 域との重複)
		左右 岸別	区 間			
淀川	青谷川	左	青谷橋（府道上狹城陽線） ～木津川河口	1,100	①	(全区間重複)
〃	南谷川	右	宮の前橋～上高橋	480	①	(全区間重複)
〃	玉川	左右	奥玉川橋～玉川橋	各 650	①	(全区間重複)
〃	渋川	左右	一級起点～木津川合流点	各 1,000	①	(全区間重複)

区分①：高さ 2 m 以上の築堤区間で、かつ人家が連たんする区間

(資料：平成21年度京都府水防計画)

#### (4) 水防活動

##### ア. 水防管理団体等の水防体制

水防団の活動体制は、災害の状況により次の4段階に分け、団員は団長の命令により所定の行動をとるものとする。

体 制	状 况	任 務
待 機	・降雨に関する気象通報が発せられたとき。 ・京都府災害警戒本部が設置されたとき。	連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の状勢を把握することに努め、また一般団員は直ちに次の段階に入り得るような状態におくものとする。
警 戒	・木津川の飯岡地点の水位が指定水位に達しなお上昇のおそれがありかつ出動の必要が予測されるとき。	団長、副団長、分団長、副分団長等は、所定の詰め所に集合し、また資機材の整備点検、作業人員の配備計画等にあたり、ダム、ため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、水位観測、堤防監視等のため一部団員を出動させる。
作 業	・木津川の水位が警戒水位に達しなお上昇のおそれがあるとき。	団員全員が所定の詰め所に集合し警戒配備につく。
解 除	・木津川の水位が警戒水位以下となり、水防活動の必要がなくなったと認められるとき。	団長は、水防活動が終了した旨を災害対策本部長(町長)に報告し解散する。

##### (ア) 水防管理団体の水防体制

###### ① 平時の巡視

町長(以下「水防管理者」という。)は、巡視員を定め、常に区域内の河川の堤防を巡視させ水防上危険な箇所を発見した時は、河川管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

###### ② 出水時の監視

水防管理者は、監視員を置き、本部へ連絡に当たらせる。なお、木津川量水標の観測は、指定水位を超えた場合は、1時間毎に、また警戒水位を超えた場合は、15分毎に観測し、水防本部に報告しなければならない。

③ 水防管理者は、常に気象状況に注意し、気象警報、洪水警報等が発せられた場合又は水防第1信号を受けたときは、水防団員が待機できるよう連絡方法を定めておかなければならない。

④ 水防作業員は第1信号で出動を予期して待機し、第2信号で出動するものとする。水防信号については、以下に定めるとおりとする。

[水防信号表]

警鐘信号				サイレン信号					
第1信号	○ 休止	○ 休止	○ 休止	約5秒	約15秒	約5秒	約15秒	約5秒	約15秒
	○ —	休止	○ —	休止	○ —	休止	○ —	休止	○ —
第2信号	○—○—○	○—○—○	○—○—○	約5秒	約6秒	約5秒	約6秒	約5秒	約6秒
	○ —	休止	○ —	休止	○ —	休止	○ —	休止	○ —
第3信号	○—○—○—○	○—○—○—○	○—○—○—○	約10秒	約5秒	約10秒	約5秒	約10秒	約5秒
	○ —	休止	○ —	休止	○ —	休止	○ —	休止	○ —
第4信号	乱打			約1分		約5秒		約1分	
	乱打			○ —		休止		○ —	休止
1 信号は便宜の時間継続すること。 発信方法 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用すること。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。									

(注) 第1信号 河川では量水標が通報水位に、海岸では台風襲来時の危険風向の風速が秒速20m程度に達し、高潮のおそれがあることを知らせるもの

第2信号 水防団員及び消防機関に属する者が、直ちに出動すべきことを知らせるもの

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のために立退くべきことを知らせるもの

⑤ 水防管理者は、近年続発する局地豪雨による洪水にかんがみ気象状況等の連絡の有無にかかわらず異常豪雨に際しては特に厳重な警戒を行うものとする。

(1) ため池、頭首工、用水樋門、排水樋門、排水機（排水ゲート）の各管理者の水防体制

① 平時の巡視

ため池、頭首工、用水樋門、排水樋門、排水機（排水ゲート）の各管理者は、平常工作物の点検をなし、出水時の操作に支障ないようにしなければならない。

② 出水時の監視

前項の各管理者は、監視員若干名と連絡員若干名を置き、水防作業を必要とするときは、直ちに水防管理者に連絡できる体制を整えておくものとする。

③ 鉄道線路その他重要公共施設の上流部に当たる前項の各管理者は、ため池等を操作する場合、又は、決壊のおそれのあるときは最寄りの駅、その他公共施設の管理者に急報しなければならない。

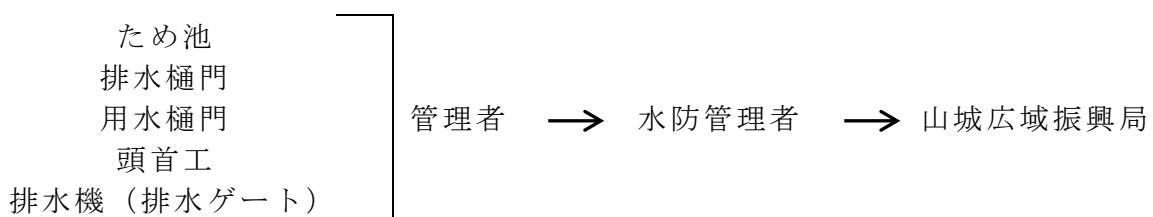
(5) 堤防、ため池等の異常にに関する報告

次の場合には、安心・安全推進課防災担当に速報するものとする。

ア. 水防活動を開始したとき。

イ. 堤防に異常を発見したとき。（これに関する措置を含む。）

ため池等に異常を発見したときは（これに関する措置を含む。）次の系統により報告するものとする。

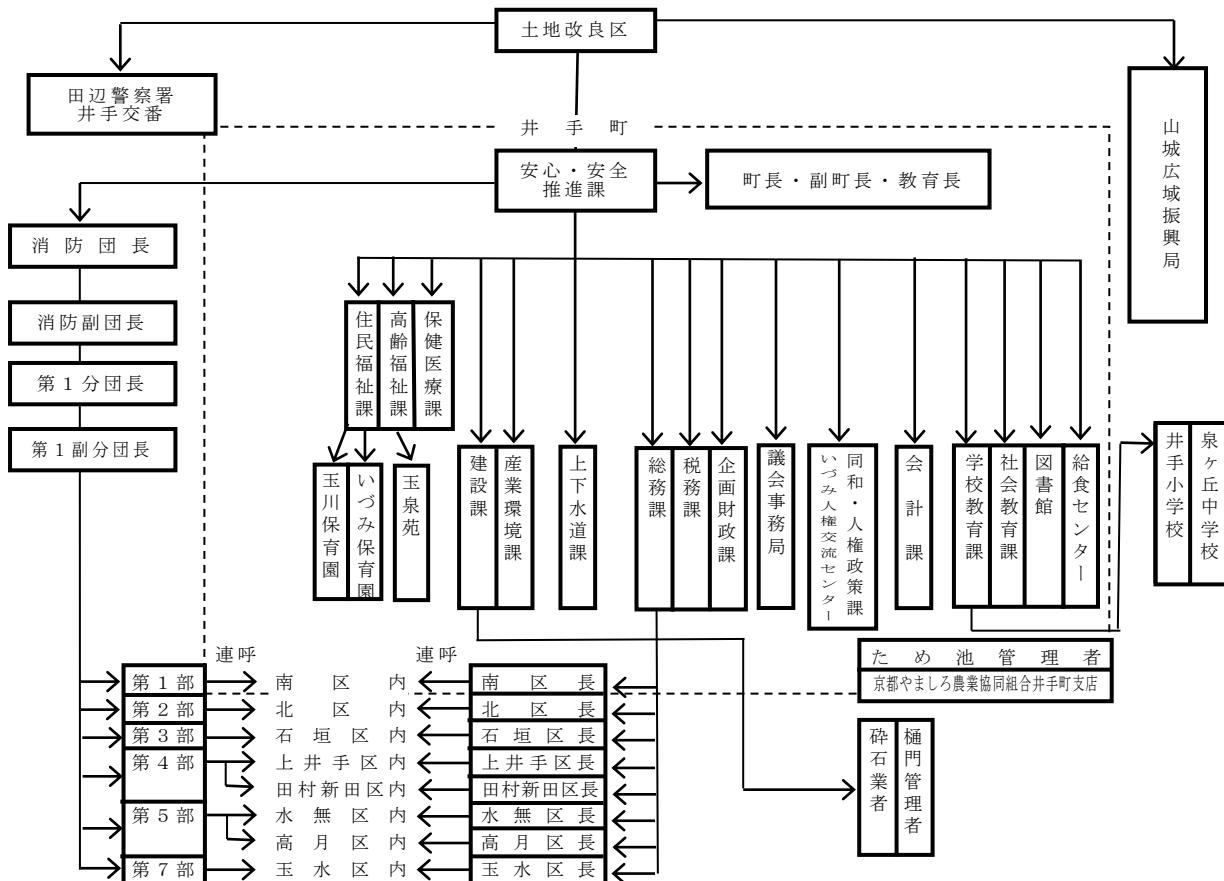


[堤防・ため池等異常報告系統図]

## (6) 大正池放流通報

### ア. 通報連絡

大正池の放流状況を一般住民に周知徹底するため通報連絡の系統を次のとおり定める。



[大正池異常報告系統図]

### イ. 通報処理要領

- (ア) 公衆電話が途絶したときは、最も迅速な方法により伝達する手段を講ずる。
- (イ) 通報の内容に誤りのないよう留意する。
- (ウ) 通報は地区内の住民にとどまらず、河川で作業する碎石業者等にも徹底するよう配慮する。

### (7) 決壊等の通報

堤防もしくはため池が決壊し、又はそのおそれのある事態が発生した場合には当該管理団体において水防法第18条の規定により、直ちにその旨を山城北土木事務所長、山城広域振興局長及び氾濫する方向の隣接水防管理団体に通報しなければならない。

### (8) 水防用資材の位置及び輸送等

水防倉庫の位置を明確にし、水防用資材の輸送及び補充の方法を定める。

輸送については、原則として消防本部に配置されている町の公用車を使用するものとする。

[水防倉庫一覧表]

名 称	設 置 場 所	面 積	管 理 者	担 当 機 関
旧井手町役場水防倉庫	大字井手小字南玉水	19.8 m <sup>2</sup>	井手町	第1分団
井手地区水防倉庫	大字井手小字南猪ノ坂	14.5 m <sup>2</sup>	〃	〃
多賀地区水防倉庫	大字多賀小字西南組	14.5 m <sup>2</sup>	〃	第2分団

(資料：安心・安全推進課)

(9) 公用負担

- ア. 水防法第21条の規定により、水防管理者である町長は、水防の現場において必要な土地を一時使用し、土砂、竹木、その他の資材を使用し、又は、工作物その他の障害物を処分することができる。
- イ. アにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を賠償しなければならない。

(10) 出動、水防開始等の報告

水防管理者は、水防団員の出動状況を逐一把握するとともに堤防等に異常を発見し水防作業を開始した場合には、次により山城北土木事務所長へ報告、通知の措置をとる。

イ. 通報処理要領

ア. 水防団員出動状況報告

- (ア) 状況把握 地区別、出動人員、活動内容
- (イ) 報告要領 「第2章 第1節 通信情報計画」の災害状況報告要領による。

イ. 異常事態報告、通報

(ア) 状況の把握

- a 木津川の水位が急上昇しつつあるとき。
- b 木津川の水位が警戒水位を超えて堤防上溢流寸前又は溢流したとき。
- c 河川、ため池の堤防が決壊し、又は決壊寸前の事態が予想されるとき。
- d その他異常事態により被害発生のおそれがあるとき。

(イ) 報告通報要領

水防管理者は、水防活動が終結した時は、その都度水防活動実施報告書により5日以内に山城北土木事務所長経由、知事に報告するものとする。ただし、警戒のみに終わった場合はこの限りではない。

# ◆◆ 第6章 救援救護に関する計画 ◆◆

## 第1節 避難対策計画

### 1. 計画の方針

災害発生時には、住民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

住民は、気象予警報に注意を払い、特に要配慮者及びその支援者は避難行動を早めに開始する必要がある。このとき、住民は必要に応じて避難指示等発令前であっても、自主的に早めの避難行動を行うための目安に従った行動を開始することとする。また、町から避難指示が発令された場合は、速やかにあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要がある。

さらに、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への自主的な避難のほか、自らの判断で上階への避難等により、計画的に身の安全を確保する屋内安全確保、また、それらの避難ができない場合は比較的安全な次善の避難場所への避難も重要である。

このため、町は、住民が自ら避難行動の判断ができるよう、台風発生情報や豪雨予測時に事前準備を呼びかけるとともに適切に高齢者等避難等を発令し、周知を徹底することとする。

なお、事前準備の呼びかけに当たっては、事前登録によるメールやSNS、アプリケーション等を積極的に活用する。

### 2. 避難指示等

#### (1) 実施者

避難のための立ち退きの指示の実施者は、災害の種類等により次のとおりであるが、町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が町長の実施すべき措置の全部又は一部を代行する。

実施者	災害の種類	要件	根拠
町長 (指示)	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき	災害対策基本法 第60条
警察官 (指示)	災害全般	町長が避難のための立ち退き指示をすることができないと認めるとき、又は、町長から要求があったとき *海上保安官も同様	災害対策基本法 第61条
		人命若しくは身体に危険を及ぼし、また財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第4条
自衛官 (指示)	災害全般	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法第94条
知事、その命を受けた職員または水防管理者(指示)	洪水	破堤等による洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第22・29条
知事、その命を受けた職員(指示)	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり防止法 第25条

## (2) 避難指示等

### ア. 町長の高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

災害により被害発生の恐れがあり、高齢者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要がある時は、町長は高齢者等避難を発令する。

災害が発生する恐れが高い場合で、人命の保護、その他災害の拡大防止等のために必要があるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示する。

また、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、避難指示等を発令した上で、住民に対し、屋内安全確保等の措置を指示する。

さらに、既に災害が発生又は切迫している状況であり、指定緊急避難場所等に立退き避難することがかえって危険な恐れがある場合等において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、命を守るための緊急安全確保を指示する。

なお、避難指示等の発令に当たっては、対象地域と危険が高まっている地域に限定するとともに、災害の切迫感・臨場感を住民に伝えることで避難行動を後押しするよう努める。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

夜間や暴風時の立退き避難は危険を伴うため、夜間に災害の状況が悪化する見込みがある場合はまだ日が明るいうちから避難情報を発令したり、暴風が吹き始める前に立退き避難が完了するように暴風警報が発表され次第避難情報を発令する等、居住者等が安全に立退き避難ができるよう早めに避難情報を発令する。

町長は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令したときは速やかに知事に報告する。報告を受けた知事は国及び関係市町村へ情報伝達する。

イ. 警察官の指示（災害対策基本法第61条）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要性が認められる事態において町長が指示できないと認めるとき又は町長から要求があったときは、警察官は自ら避難を指示する。この場合、警察官はただちにその旨町長に通知する。

ウ. 自衛官の指示（自衛隊法第94条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険があり、特に急を要する場合で警察官がその場にいない場合に限り、避難等の措置をとる。

エ. 洪水のための指示（水防法第22・29条）

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命をうけた府の職員又は水防管理者は、立ち退き又はその準備を指示する。

水防管理者が指示する場合には田辺警察署長にその旨を通知する。

オ. 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）

地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命をうけた職員は必要と認める区域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。この場合、田辺警察署長にその旨の通知する。

### 3. 避難指示等の発令基準

対象とする自然災害ごとに、住民が避難行動を開始する必要がある状態をあらかじめ確認し、関係機関等から提供される情報等を基に表-1による避難指示等発令の判断基準を定める。

また、避難指示等の発令に当たっては、表-2の情報を参考とする。

なお、判断基準を定めるにあたっては、できる限り具体化を図りつつも、自然現象を対象とするため、想定以上又は想定外の事態も発生しうるので、総合的な判断を行う。

表-1 避難指示等一覧

警戒レベル	避難情報	発令時の状況	住民に求める行動
レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<b>高齢者等避難</b> <ul style="list-style-type: none"><li>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）</li><li>上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</li><li>特に突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退きすることが強く望まれる。</li></ul>
レベル4	避難指示	(指示)	<b>全員避難</b> (指示)

	(注 1 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</li> <li>前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始</li> <li>指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には「近隣の安全な場所」(※1)への避難や少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として「屋内安全確保」(※2)を行う。</li> <li>避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了</li> <li>未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動</li> <li>指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には「近隣の安全な場所」(※1)への避難や少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として「屋内安全確保」(※2)を行う。</li> </ul>
レベル 5	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>すでに災害が発生した状況</li> </ul>	<b>災害発生</b> 命を守るために最善の行動をとる。

※ 1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物

※ 2 屋内安全確保：その場所に居る建物内において、より安全な場所への移動

注 1 避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的、又は重ねて促す場合などに発令されるものである。

表－2 避難指示等の発令の参考となる情報

(1) 河川の氾濫等

レベル相当情報	洪 水 予 報 河 川 (木津川)	左記以外の中小河川、内水等 (玉川・渋川・南谷川・青谷川)
河川の性 格	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予測が可能な河川</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記以外のリアルタイムの水位観測ができない中小河川、又は水路等</li> </ul>
警 戒 レ ベ ル 3 相 当 情 報	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫警戒情報が発表されたとき<sup>*1</sup></li> <li><sup>*1</sup> 基準点の水位が、一定時間後(*<sup>2</sup>)に氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li><sup>*2</sup> 災害時要配慮者の避難に要する時間で、河川管理者からの情報がある程度の精度を確保できる時間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い</li> </ul>

警戒レベル4 相当情報	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>氾濫危険情報が発表されたとき <sup>*3</sup></li> <li>*<sup>3</sup> 基準点の水位が、氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれがあるとき</li> <li>堤防の決壊につながるような漏水等の発見</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣で浸水が拡大</li> <li>排水先の河川の水位が高くなり、ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等発見</li> <li>水門等の施設状況（水門が閉まらない等の事故）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>排水先の河川の水位が高くなり、内水ポンプの運転停止、水門閉鎖</li> </ul>
警戒レベル5 相当情報	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>堤防の決壊や越流が発生</li> <li>氾濫発生情報（洪水警報）が発表されたとき <sup>*4</sup></li> <li>*<sup>4</sup> 洪水予報区内で氾濫が発生したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣で浸水が床上に及んでいる</li> </ul>

## (2) 土砂災害

レベル相当情報	避難情報	土砂災害警戒区域（もしくは土砂災害危険個所）
警戒レベル3 相当情報	高齢者等 避難開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>○井手町に大雨警報（土砂災害）が発表されたとき</li> <li>○京都府土砂災害警戒情報システムのメッシュ情報で「警戒」と判定された場合</li> <li>○土砂災害危険個所の巡視により、前兆現象（湧水・小石等の落石）が発見されたとき</li> </ul>
警戒レベル4 相当情報	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>○京都府土砂災害警戒情報システムのメッシュ情報で「非常に危険」と判定された場合</li> <li>○土砂災害危険個所の巡視により、近隣で前兆現象（斜面のはらみ、擁壁・道路等のクラック）が発見されたとき</li> <li>○京都府土砂災害警戒情報システムのメッシュ情報で「極めて危険」と判定された場合</li> <li>○土砂災害危険個所の巡視により、近隣で前兆現象（流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき</li> </ul>
警戒レベル5 相当情報	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○土砂災害が発生した場合</li> </ul>

## 4. 警戒区域の設定

災害対策基本法第63条の規定に従い町長は、災害が発生し又はまさに災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定し、立ち入りを制限することができる。

また、同条第2項及び3項並びに第73条の規定に従い警察官、自衛官又は知事は、町長の代行をすることができる。

## 5. 避難指示の基準

### (1) 事前措置

避難のための立ち退きを万全にするため、火災・河川・地すべり等の危険の予想される地域内の住民に、避難所、避難経路等をあらかじめ周知徹底する。

## (2) 避難指示の基準等

災害の推移によって3段階に分けておくものとし、それぞれ一応の基準を定めて指示の目安をつけておく。

- ア. 事前避難…………大雨、洪水警報等が発表された場合あるいは河川の警戒水位突破等
- イ. 緊急避難…………事前避難のいとまがない場合、例えば地震・火災・なだれ等
- ウ. 収容避難…………車両における輸送避難等

## (3) 避難指示の伝達方法

### ア. 地域住民への通報

地域住民に対する伝達方法は以下の方法によるものとし、信号による伝達方法については、あらかじめ周知徹底する。

- (ア) 信号による伝達…………警鐘、サイレン等
- (イ) 放送による伝達…………放送協会への依頼
- (ウ) 広報車による伝達
- (エ) 伝達員による個別訪問…(ア)(イ)(ウ)では完全に周知徹底することが困難な場合

### イ. 指示伝達事項

- (ア) 避難対象地域
- (イ) 適切な避難行動のあり方（立ち退き避難又は屋内安全確保）
- (ウ) 避難先
- (エ) 避難経路
- (オ) 指示の理由
- (カ) 注意事項…………避難、立ち退きに当たっての携帯品は必要最小限度（貴重品、食料、飲料水、日用品等）に制限し、円滑な立ち退きについて適宜の指導をするものとする。ただし、要配慮者ごとに必要な携帯品については十分配慮する。

### ウ. 知事に対する報告

町長等が避難の指示を行ったときは、その旨を直ちに山城広域振興局長を経て知事に報告するとともに、その後の状況について遂次報告する。

### エ. 関係機関への連絡

#### (ア) 施設の管理者への連絡

町内において避難所として利用する学校、集会所、神社、寺院、工場等の施設の所有者又は管理者に対し、事前に連絡し協力を求める。

#### (イ) 警察機関への連絡

避難住民の誘導、整理のため警察機関に指示の内容を伝え協力を求める。

## 6. 避難場所及び避難方法

### (1) 避難場所

ア. 各地区の避難場所は以下のとおりとする。

[井手町における避難所一覧]

No.	名 称	所 在 地	電話番号	面積 (m <sup>2</sup> )	収容可能 人員(人)	対象地区
1	多賀小学校	大字多賀小字内垣内20	0774(82)2112	391	240	多賀全城
2	有王分校	大字田村新田小字有王13		51	35	有王
3	自然休養村管理センター	大字井手小字二本松2-1	0774(82)3111	430	260	上井手
4	玉川保育園	大字井手小字玉ノ井47	0774(82)2153	190	115	玉水・水無
5	老人福祉センター「玉泉苑」	大字井手小字東前田23	0774(82)3499	103	60	石垣
6	井手小学校	大字井手小字野神38	0774(82)2119	420	255	石垣・北・南
7	京都府立山城勤労者福祉会館	大字井手小字大塚99-35	0774(82)3639	1,432	870	上井手・高月
8	山吹ふれあいセンター	大字井手小字東高月8	0774(82)5700	380	230	上井手・高月

(資料：安心・安全推進課)

注) 災害の内容、被害の状況等に応じ上記以外の公共施設等(泉ヶ丘中学校、いづみ人権交流センター、老人福祉センター「賀泉苑」、多賀保育園、いづみ保育園、大正池グリーンパーク)を避難所として開設する。

注) 災害発生状況、避難者の収容状況に応じて、対象地区内の避難者を、対象地区外の避難所に誘導する場合がある。

イ. 避難場所は災害の種類により、それぞれに適した場所で、かつ、重複災害を起さないように安全な場所を決めておくものとする。

ウ. 大規模災害の発生時における住民の安全を確保するため、町内に「広域避難場所」を選定する。なお、この「広域避難場所」を明示する標識を町内各所に設置する。

### (2) 避難方法

#### ア. 避難経路

避難場所に通じる主要な道路上に、避難場所を標識、看板等で明示し、住民に徹底させる。

#### イ. 避難順位

(ア) 避難・立ち退きの誘導に当たっては避難行動要支援者及び傷病者等を優先して行う。

(イ) 災害の種別、発生時期等を考慮し、先に災害を受けると認められる地域内居住者の避難を優先する。

#### ウ. 避難誘導者

避難行動は住民が自らの判断で行うことが原則であるが、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。

町は、災害時には避難行動要支援者本人(及び個別避難計画にあっては避難支

援等を実施する者)の同意の有無にかかわらず、防災計画に定めた避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

## エ. 移動の方法

避難、立ち退きに当たっての移送及び輸送は避難者が各個に行うことを原則とするが、自力による立ち退きが不可能な場合においては、本町において車両・舟艇等を配置して行う。

被災地が広範囲にわたり、大規模な立ち退き移送を必要とし、本町において処理できないときは、山城広域振興局長へ要請する。

## 7. 避難所の運営

### (1) 避難所の管理、運営

町は各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に對して協力を求めるものとする。また、町は、避難所の運営に關し、開設が長期化した場合に備え、あらかじめ町と自治会の負担の分担、交代制を取り入れた住民自身による自主的な運営等を含む運営方法等についてのルールを明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自動的な組織が主体的に關与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

また、在宅での避難者については、高齢者、障害者等多様な属性を持つと想定されることから、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害者福祉事業者等は、被災者台帳、避難行動要支援者名簿等を活用しながら、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については、市町村に提供するものとする。

避難所を開設し、避難住民を収容したときは、直ちに各避難場所に避難担当の職員を派遣し、避難住民の保護及び避難所の管理にあたらせる。連絡員には、職員のほか消防団員をあたらせるものとする。

避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、心身の健康問題の悪化防止や感染症等の疫病予防の必要な措置を講じるよう努める。

併せて、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮するものとする。男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定し、また、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニ

ズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、地域の実情や他の避難者の心情等について勘定しながらあらかじめ定めた受入方法により、住民票の有無等に関わらず適切に受入れるものとする。

さらに、必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

## (2) 避難住民の把握

避難所管理職員は、避難住民の実態把握と保護にあたるとともに、消防団員と協力して避難所を管理し、災害対策本部と情報連絡を行う。

## (3) 避難住民に対する災害情報の伝達

的確な災害情報の伝達により、避難住民の民心の安定を図る。

## (4) 給水、給食等の実施

避難住民に対しては、給水、給食及び生活必需品等の配布を行う。

## (5) 避難住民の健康対策

### ア. 体制

(ア) 府保健所が中心となって、町、府精神保健総合センター、府児童相談所等と連携して協力体制を確保する。

(イ) 保健師、栄養士等による巡回健康相談チームを編成し、活動に取り組む。

### イ. 保健活動

(ア) 避難所等における巡回健康相談、被災地における一般家庭・仮設住宅入居者への訪問指導及び健康調査を行い、適切な治療ないし保健・医療・福祉のサービスが受けられるように調整、支援する。

(イ) 被災者が相互に交流できる場を設定し、必要な健康情報を提供しながら、被災者のニーズに合わせた健康教育、健康相談を行う。

(ウ) 衛生管理、栄養管理を行い、感染症予防や疾病の発症、重症化の予防に努める。

## (6) 新型インフルエンザ等感染者発生時における対応

町は、避難所の収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保する。

町は、防災担当部局と福祉担当部局が連携して、避難者の健康状態の確認、手洗い・咳エチケット等の徹底、避難所の衛生環境の確保、十分な換気やスペースの確保を行う等感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

発熱、咳等の症状のある者が出了場合は、専用スペース（可能な限り個室）やトイレを確保するとともに、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。

やむを得ず同じ兆候・症状のある者を同室にする場合はパーテーションで区切るなどの工夫をする。

#### (7) 大雪時における対応

大雪時における避難所の開設、運営管理等については「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき実施する。

#### (8) 開設状況の記録

避難所管理職員は、避難所開設状況（開設日時、場所、収容人員等）を日々記録しなければならない。

#### (9) 知事への報告

町長は、避難所開設状況をまとめ次第、山城広域振興局長を経由して知事に報告するとともに、その後の状況について逐次報告する。

### 8. 災害救助法による避難所開設基準等

#### (1) 対象

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者

#### (2) 設置方法

学校、集会所、神社、仏閣等の既存の建物を利用するのを普通とするが、これがない場合は野外に幕舎、バラックを仮設する。

#### (3) 開設期間

災害発生の日から 7 日以内

#### (4) 災害救助法を適用したときは、知事の補助執行者として町長が実施する。

### 9. 学校等における避難計画

保育所及び学校における児童、生徒の集団避難については、その管理者が、町長、教育長と協議してそれぞれ定めるものとする。

例) ○○小学校避難計画

1. 実施責任者
2. 避難の順位
3. 避難誘導責任者及び補助者
4. 避難誘導の要領、措置

### 10. 広域避難

#### (1) 緊急を要する場合の府外における広域避難等

##### ア. 町

町は、当該町の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、事態に照らし緊急を要すると認めるとときは、府に報告の上、他の都道府県内の市町村に居住者等の受け入れについて協議することができる。

町は、府に対し、広域避難の協議先とすべき市町村及び町の受け入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域避難に関する事項について助言を求めることができ

る。

#### イ. 町が協議先となった場合

町は府から協議を受けた場合は、居住者等を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、居住者等を受け入れ、避難所を提供する。

#### (2) 京都府外における広域避難

町は、町内の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、町内の指定避難場所等を立退き避難先とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命・身体を保護するため、他の都道府県域における広域避難の必要があると認めるときは、府に報告の上、他の都道府県に居住者等の受入れについて協議することができる。

#### (3) 他の都道府県から協議を受けた場合

町は、府から他の都道府県から居住者等の受入れについての協議を受けたときは、居住者等を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、居住者等を受け入れ、避難所を提供する。

#### (4) 居住者等に対する情報提供と支援

町は、広域避難を受け入れた市町村の協力を得て、広域避難を行っている居住者等の状況を把握するとともに、居住者等が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。

広域避難を受け入れた場合は、市町村と連携し、受け入れた居住者等の状況の把握と、居住者等が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

### 11. 被災者への情報提供

被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、地震活動の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

### 12. 安否不明者等の氏名公表

#### (1) 市町村

市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

### 13. 車中避難計画

大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応する必要がある。

また、車中避難場所（車により一時的に安全確保ができる場所）として位置付けられた施設管理者は、車による避難を受入れる。

町は、地域の実情を踏まえ、車中泊避難に係る情報提供やエコノミークラス症候群

防止をはじめとした健康対策を行う。また、指定避難所における車中泊避難者に適切に対応するとともに、車中泊避難から自宅への速やかな帰宅や指定避難所への移行を進める。

また、必要に応じて、車中避難場所（車により一時的に安全確保ができる場所）の開設を要請する。

## 第2節 食料供給計画

### 1. 計画の方針

被災者に対して速やかに食料供給ができるよう、調達・供給その他必要な事項を定める。

また、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや男女の違いに配慮するものとする。

### 2. 実施責任者

町長が実施するものとし、被災等により町長が実施できない場合は、府に応援を要請する。

### 3. 給食に必要な米穀等の確保

#### (1) 事前措置

町長は、町内の米穀小売業者の手持数量を調査のうえ、山城広域振興局長に報告するとともに、その数量が応急配給を実施する場合最小限度(1～2日分)にも満たないと判断したときは、速やかに小売販売業者並びに保有米農家とう精機のあるもの及び地域の責任者等に対しう精を依頼し、精米の確保に努める。

#### (2) 災害時における米穀の調達

町長は、災害の地域が広範囲にわたり町内の米穀小売業者及び保有米農家等からの調達が不可能な場合、必要とする米穀の数量を山城広域振興局長を経由して知事に要請する。

政府米の直接売却を受けた場合は、とう精機保有者に対しう精を依頼する。

#### (3) 災害救助法が適用された場合の米穀の調達

町長は、給食に必要な米穀等の数量を山城広域振興局長を経由して知事に報告する。

市町村長は、知事に連絡がつかない場合、農林水産省農産局長に政府所有米穀の引渡しを要請することができる。

この場合、市町村長は知事に、要請後速やかにその旨を報告するとともに、要請書の写しを送付する。

#### (4) 乾パンの調達

町長は、乾パンによる給食が必要と判断した場合は、知事に申請する。

#### (5) 民間業者からの調達

町長は、井手町商工会との「災害時における物資の供給協力に関する協定」に基づき、必要な食料を優先的に購入する。

### 4. 食料供給の方法

#### (1) 食料の供給系統

ア. 食料の供給は、炊き出し予定施設において給食・配給するものとし、食料の集

散拠点とする。

イ. 大規模な震災により道路が十分確保されない場合は、町役場と学校給食センターを食料の集散拠点として確保し、それぞれの炊き出し予定施設までの供給を人力等で確保する。

(2) 食料供給の対象者

- ア. 避難所、救護所等に収容されている被災者
- イ. 住家被害で炊事のできない被災者
- ウ. 病院、宿泊施設等の滞在者及び縁故先の一時避難者
- エ. 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

(3) 食料供給の内容

炊き出し、乾パン、給食業者からの米飯及びその他の食品による給食とする。

高齢者、乳幼児等の配慮を必要とするものについて適切な食料が供給されるように努める。

(4) 炊き出しの実施

- ア. 炊き出し施設、設備

炊き出し予定施設は、以下に定める施設とする。

[炊き出し予定施設]

施設名	所 在 地	設 備 内 容					炊能 能力	炊き出し 可能食数	電話番号
		炊飯の容量	能 力	水 源	火 力 源	容 器			
学校給食センター	池ノ上	精米 7 kg	20釜／ 1時間	上水道	電 気 ガス	蓋付バット 70個	精米 140kg	1, 500食 ／1時間	82-3617

(資料：教育委員会)

イ. 協力機関等

炊き出し給食の実施に際しては、区及び自治会又は婦人会並びにその他の団体、一般住民の協力を得て実施する。

ウ. 炊き出しの食品衛生

炊き出しによる感染症の発生を防ぐため、炊き出し作業員及び食品の衛生については十分注意し、消毒液その他必要薬品を炊き出し施設ごとに備えつける。

(5) 配給方法

炊き出し施設での配給とともに、炊き出し施設に来られない被災者への配給を確保するものとし、供給対象者の把握、配給人員の確保等を計画的に行う。

## 5. 災害救助法による炊き出しその他食品の給与基準

(1) 対象

避難所に収容された者、住家が全壊(焼)、流失、半壊(焼)、床上浸水等のため、炊事のできない者及び一時縁故地等へ避難する必要のある者

(2) 費用の限度

災害救助法施行細則に定める額以内

(3) 給与期間

災害発生の日から 7 日以内とする。

ただし、被災者が一時縁故地へ避難する場合は、この期間内に 3 日分以内を現物支給する。

## 第3節 給水計画

### 1. 計画の方針

飲料用水、医療用水、生活用水等について、応急給水と応急復旧のために必要な事項を定める。

### 2. 計画の内容

#### (1) 実施責任者

飲料水供給の実施は原則として本町が行うものとする。

本町において飲料水の供給が実施できないときは、隣接市町村の協力を得て実施する。また、知事が必要と認めた場合の給水は、府が市町村相互間の連絡調整を行い、広域的な見地からその確保に努める。

#### (2) 応急給水の基本方針

ア. 応急給水の期間と水量については、被災直後から水道施設の復旧の状態にあわせて、順次給水量を増加させていくこととする。

[応急給水の目標水量等]

災害発生からの日数	目標水量	住居からの運搬距離	用途
3日まで	3ℓ /人・日	概ね1000m以内	生命維持に最小限度必要(飲料等)
4～10日	20ℓ /人・日	概ね 250m以内	日周期の生活に最小限必要(飲料、水洗トイレ、洗面等)
11～21日	100ℓ /人・日	概ね 100m以内	数日周期の生活に最小限必要(飲料、水洗トイレ、洗面、風呂、シャワー、炊事等)
22～28日	被災前給水量 (約250ℓ)	概ね 10m以内	ほぼ通常の生活 (若干の制約はある)

(注) 住居からの運搬距離は、可能な限り短くなるように努める。

イ. 被災が大規模な場合や被災により職員が集合できない場合を想定して体制整備を図るとともに、水道工事業者、災害ボランティア等の外部支援者の受け入れ体制を整備する。

#### (3) 応急給水の水源

##### ア. 主要水源

応急給水の水源は、浄水場、配水池、飲料水兼用耐震性貯水槽等の水道施設を主体とする。

(上水道・井手地区)

施設名	貯水能力(m <sup>3</sup> )
井手配水池	1,000
上井手配水池	500

(簡易水道・多賀地区)

施設名	貯水能力(m <sup>3</sup> )
多賀配水池	789

(資料：上下水道課)

## イ. 補助水源

水源がさらに不足する場合は、井戸水、自然水、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、消毒して供給する。

## [井戸に対する塩素消毒薬基準注入量]

(例) 10%有効塩素含有次亜塩素酸ソーダ液を使用したときの注入量はおおむね次のとおりである。(ただし、注入率1mg/L)

井戸の口径 水深	1.0m	1.5m	2.0m	2.5m
0.5m	4 g	9 g	16 g	25 g
1.0m	8 g	18 g	32 g	50 g
1.5m	12 g	27 g	48 g	74 g
2.0m	16 g	36 g	63 g	99 g
2.5m	20 g	45 g	79 g	123 g
3.0m	24 g	54 g	95 g	148 g
3.5m	28 g	63 g	110 g	172 g
4.0m	32 g	71 g	126 g	197 g
4.5m	36 g	80 g	145 g	221 g
5.0m	40 g	89 g	157 g	246 g

- ・水質の状況により注入量を増すときは上表より算出する。
- ・実際にあたっては井戸の汚染状況により塩素の消費量が異なるので残留塩素を確認して注入率を決める。

## ウ. 外部水源

被災地において確保することが困難なときは、被災地周辺の浄水場等から給水車、容器等により運搬給水する。

## (4) 応急給水用資機材の確保

給水車、給水タンク、移動式浄水装置、パック水製造装置等については、被災地の給水人口に応じて必要量を確保することとし災害の規模により、被災地周辺水道事業者等、他府県、自衛隊などの応援を受けて確保する。

## (5) 応急給水方法

## ア. 抛点給水

応急給水は、指定避難所、医療機関、福祉施設、学校、役場などの拠点給水とし、必要に応じ要所に水槽を設置する。

## イ. 要配慮者等への配慮

高齢者等の要配慮者や中高層住宅の住民などが行う水の運搬への支援に配慮す

るとともに、自治会等を通じた住民相互の協力やボランティア活動との連携を図る。

#### ウ. 給水場所等の広報

地区ごとの給水場所、給水時間、給水された水の衛生確保等については、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関などとも協力して広報に努める。

### (6) 水道施設等の応急対策

水道施設の被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事により給水できる場合には直ちに仮工事を実施し、水道による給水を行う。

なお、感染症等の発生を伴うことが多いため、給水に際しては、必ず消毒の強化に努め、かつ残留塩素の確認を怠ってはならない。

復旧についての資材、人員、工事業者等の手配関係を迅速に行う。

被害状況、復旧費、復旧期間、復旧方法については判明次第直ちに府関係当局へ電話等で報告し、後日別に定められた様式により保健所を経由し文書で提出する。

### (7) 災害救助法による飲料水の供給基準

#### ア. 対象

災害のため、飲料水を得ることができない者  
(必ずしも住家に被害を受けた者に限らない。)

#### イ. 費用の限度

ろ水機、その他給水に必要な機械器具の借上費、燃料費及び浄水用の薬品等で、当該地域における通常の実費

#### ウ. 供給期間

災害発生の日から 7 日以内

## 第4節 生活必需品等供給計画

### 1. 計画の方針

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品及び応急復旧資材の確保と供給を迅速、円滑に実施し、災害時に不安混乱を生じないよう調達の計画及び配分要領等を定めるものとする。

また、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するものとする。

### 2. 実施責任者

町長が実施するものとし、被災等により町長が実施できない場合は、府に応援を要請する。

### 3. 物資の調達方法

物資の調達は町長が行う。備蓄物資を確保・活用するとともに、町長はあらかじめ各種物資保有業者を把握し、必要に応じ直ちに調達できる体制を確立しておく。

また、井手町商工会との「災害時における物資の供給協力に関する協定」に基づき、物資の供給協力を要請する。

町内で物資確保が困難な場合は、山城広域振興局長を通じて知事に物資の供給斡旋を要請する。

#### [生活必需品等の種類]

- ア. 被 服 下着・靴下・雨衣・防寒衣等の類
- イ. 寝 具 毛布・布団等の類
- ウ. 日用品等 石けん・タオル・ティッシュペーパー・バケツ・ごみ袋等の類
- エ. 食 器 等 紙コップ・はし・鍋等の類
- オ. 光熱材料 マッチ・ローソク・乾電池・灯油等の類

#### [応急復旧資材]

- ガラス・セメント・木材・畳・トタン板・ベニヤ板・くぎ・針金・かわら等の類

### 4. 物資の供給系統

- (1) 物資の供給は、避難所を集配拠点として予定し、集配拠点への輸送と、集配拠点における供給を原則とする。
- (2) 集配拠点においては、救助物資班がボランティア等の協力を得て管理、運営する。

### 5. 災害救助法の適用を受けた場合の措置

本町の地域に災害救助法を適用されたときは、被災者に対する物資の調達及び支給は原則として知事が行う。このため災害対策本部長は、次の対策を講じる。

- (1) 救助物資班は、世帯別構成員別被害状況等に基づき配分計画を樹立する。
- (2) 配分計画に基づき直ちに必要量を山城広域振興局長に要望する。
- (3) 山城広域振興局長から送付された物資は配分計画に基づいて速やかに被災者に配分する。

## 6. 災害救助法による生活必需品等の給(貸)与基準及び配分要領

### (1) 対象

住家の全壊(焼)流失、半壊(焼)又は床上浸水等により生活上必要な被服寝具その他日用品等をそう失し、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難となった者

### (2) 品目

- ア. 被服、寝具及び身のまわり品
- イ. 日用品
- ウ. 炊事用具及び食器
- エ. 光熱材料

### (3) 費用の限度

ア. 季別及び世帯区分により 1 世帯当たりに対し、災害救助法施行細則に定める額内  
イ. 季別は、災害発生の日をもって決定する。

### (4) 納(貸)与期間

災害発生の日から10日以内

## 7. 災害救助法の適用を受けない場合の措置

災害救助法の適用を受けない程度の災害について、被災者に物資を支給する必要が生じた場合は 6 に準じ配分する。

## 8. 集配拠点からの物資の輸送、配給方法

避難所、在宅の被災者など被害状況を調査・把握し、必要な物資の配分計画を定め、これに基づき物資の配布を行う。

現地への物資の輸送は、原則として災害対策本部の輸送計画によるが必要に応じ臨機の措置をとるものとし、区及び自治会等を通じて配給するものとする。この場合、配給に関する記録をしておく。

## 9. 暴利行為等の取締り

災害発生に伴い、生活必需物資の急激な需要の増大から暴利、売り惜しみ、買い占め等が予想されるので、関係法令の適切な運用と取締りを行い一般住民の経済的不安の除去に努める。

## 第5節 住宅対策計画

### 1. 計画の方針

災害時における被災住宅の入居者に対する応急住宅対策は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急仮設住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、町内に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急仮設住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

### 2. 被災住宅に対する措置

#### (1) 一般住宅に対する措置

一般民間住宅については、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理を実施するとともに、独立行政法人住宅金融支援機構による災害関係諸貸付制度について、指導にあたるとともに、直ちに当該融資に必要な業務をあわせて行う。

#### (2) 公営住宅に対する措置

災害により公営住宅が滅失し、又は著しく損傷した場合は、公営住宅法の規定による補助等を活用しながら再建又は補修を行う。

### 3. 応急仮設住宅

#### (1) 仮設住宅の建設

一般災害については、町長が建設し、災害救助法を適用した（知事の通知に基づき町長が実施する場合を除く。）災害については、知事が建設する。

町においては、平常においてあらかじめ二次災害の危険のない応急仮設住宅建設適地を選定し、早期着工ができるよう準備しておくものとする。

##### ア. 対象

住宅が全壊（焼）又は流失し、自らの資力では住宅を得ることができない者

##### イ. 費用の限度

1戸当たり $29.7\text{m}^2$ を基準として災害救助法施行細則に定める額以内

##### ウ. 着工の期間

災害発生の日から20日以内に着工

##### エ. 供与期間

完成の日から2年以内

##### オ. 自らの資力では住宅を得ることができない者の範囲

生活保護法による被保護者及び要保護者

###### (ア) 特定の資産のない失業者

###### (イ) 特定の資産のない寡婦及び母子家庭

###### (ウ) 特定の資産のない高齢者、病弱者及び身体障がい者

###### (エ) 特定の資産のない勤労者

###### (オ) 特定の資産のない小企業者

(カ) 前各号に準ずる経済的弱者

(2) 既存公的施設の利用

一時居住住宅として利用可能な既存公的施設については、あらかじめ調査選定し、  
応急仮設住宅供与までの間の居住の安定を図る。

(3) 応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅に収容については、入居者選考の機関を設置（入居者の決定は知事が行うが町長はその補助機関として）し、被災者の資力その他の生活条件を十分考慮の上決定するものとする。

応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるためのものであるので、入居者にこの趣旨の理解を求めるとともに住宅の斡旋等を積極的に行う。

(4) 応急仮設住宅の運営管理

応急仮設住宅は、男女共同参画による適切な運営管理を行うものとする。その他、男女双方の視点等に配慮した安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼養管理する責任等を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。

#### 4. 住宅の応急修理

一般災害については、住宅所有者が行うものとし、災害救助法を適用した場合（知事の通知に基づき町長が実施する場合を除く。）自らの資力により応急修理できない者に対しては、日常生活に欠くことのできない部分に限定して知事が行うものとする。

(1) 対象

住宅が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者

(2) 修理部分

居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分

(3) 費用の限度

1戸当たりの限度額は、災害救助法施行細則に定める額の範囲内

(4) 期間

災害発生の日から1ヶ月以内

#### 5. 応急仮設住宅建設予定地

建設予定地については、町有地を原則とするが災害発生地区的状況等を考慮して決定する。

#### 6. 応急復旧資材の斡旋

生活必需品等供給計画に基づき斡旋する。

#### 7. 建設業者の把握

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理が災害直後の混乱時に円滑かつ迅速に実施できるよう、町内における建設業者に協力を得る。

## 第6節 医療助産計画

### 1. 計画の方針

風水害等により被災地の医療の機能がなくなり、若しくは著しく不足し、又は医療機関が混乱した場合における医療及び助産の万全を期する。

### 2. 実施責任者

災害時における医療及び助産は、町が応急対策として実施するが、災害救助法を適用した場合（知事の通知に基づき町長が実施する場合を除く）町の要請があった場合及び府が必要と認めた場合には府が行う。

なお、本計画は、綾喜医師会との協定（資料編：資料－8）に基づき活動を行うものとする。

### 3. 計画の内容

#### (1) 医療及び助産の対象

- ア. 医療を必要とする状態にもかかわらず災害のため医療の途を失った者
- イ. 災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者

#### (2) 医療の方法

医療は原則として救護班により行うものとする。

ただし、患者の症状又はその他の状況により必要と認められたときは、病院又は診療所に移送するものとする。

#### (3) 救護班の編成等

- ア. 綾喜医師会の協力を得て、災害時の救護班を編成する。
- イ. 町独自で編成する救護班で応急対策が困難な場合は、山城広域振興局長を経由して知事に府救護班の派遣要請を行う。

#### (4) 緊急災害医療チームの派遣

- ア. 府は、被災現場における救出困難者の発生又は多くの傷病者の同時発生により、速やかな医療措置が求められるとして、市町村から派遣要請があった場合、又は必要と認めたときは、予め定めた医療機関に対して、被災市町村へ緊急災害医療チームを派遣するよう支持する。
- イ. 緊急災害医療チームは、災害・事故等の現場における医療措置、被災地等に所在する医療機関の支援、患者搬送等を行うものとする。また、こうした活動に必要となる資機材を携行する。

#### (5) 医療の内容

診察、薬剤の投与又は治療材料の支給、処置、手術、施術、看護等の応急的な医療を行うものとする。

#### (6) 救護所等

状況により第1次的には、井手町立保健センターを救護所とするほか、京都府山城北保健所及び日本赤十字社京都府支部所有の移動救護所用具により仮設救護所を設置するものとする。

仮設救護所は、小・中学校の保健室とする。

町内の医療施設については、その被害状況を調査し、応急対策で医療活動が可能な場合は、早急に応急復旧対策を行い、医療活動が行えるように努める。

(7) 助産、個別疾病等

ア. 妊婦は、原則として医療機関又は助産施設に移送して適切な処置を行う。交通途絶等により助産施設に収容できない場合は、仮設救護所に移送する。

イ. 人工透析を必要とする腎不全患者や難病患者等については、関係機関の協力を得る中で患者の所在を把握するとともに、必要な医療が得られる医療機関に移送する。

(8) 医薬品等の供給

救護班が使用する医薬品等については、必要な医薬品等を府に配分要請するほか、町内の医薬品等関係業者から調達する。町内の医薬品等関係業者とは、あらかじめ災害時の医薬品等の確保・供給について協定を締結する。

(9) 災害救助法による医療基準

ア. 対象

災害のため医療の途を失った者

イ. 医療範囲

(ア) 診察

(イ) 薬剤の投与又は治療材料の支給

(ウ) 処置、手術その他の治療及び施術

(エ) 病院又は診療所への収容

(オ) 看護

ウ. 費用の限度

(ア) 救護班：使用した薬剤、治療材料及び破損した医療機器の修繕費等の実費

(イ) 病院・診療所：社会保険の診療報酬の額以内

(ウ) 施術者

① あんま・マッサージ指圧師：社会保険診療報酬に準ずる額以内

② はり師、きゅう師及び柔道整復師：協定料金の額以内

エ. 期間

災害発生の日から14日以内

(10) 災害救助法による助産基準

ア. 対象

災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者で、災害のために助産の途を失った者

イ. 助産範囲

(ア) 分娩の介助

(イ) 分娩前及び分娩後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

エ. 費用の限度

(ア) 救護班：使用した衛生材料の実費

(イ) 病院・診療所：使用した衛生材料の実費及び処置費

(ウ) 助産師：慣行料金の8割

(11) 医療施設

町内の医療施設は、次に示すとおりである。

[町内の医療施設一覧表]

岡林医院	大字井手小字里 2-1	0774(82)2057	内・小児
水野クリニック	大字多賀小字内垣内10	0774(82)2262	内・小児
後藤田歯科医院	大字井手小字南玉水48-2	0774(82)5262	歯・小児歯
池内皮膚科医院	大字井手小字橋ノ本10	0774(82)5511	アレルギー・皮膚

(資料:保健センター)

## 第7節 被災者救出計画

### 1. 計画の方針

災害のため生命身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者に対する搜索又は救出、保護について定める。

### 2. 計画の内容

#### (1) 救出の対象

被災者の救出は次の状態にある者に対して行う。なお、救出は災害にかかった原因の種別あるいは住家の被害とは関係なく必要に応じて実施するものとする。

ア. 災害のため、おおむね次のような生命身体が危険な状態にある者

(ア) 火災時に火中に取り残された場合

(イ) 倒壊家屋の下敷になった場合

(ウ) 流失家屋及び孤立した地点にとり残された場合

(エ) 山津波により生埋めになった場合

(オ) 電車、自動車、航空機、雜踏、爆発等の重大事故が発生し、乗客被災者等の救出が必要な場合

イ. 災害のため行方不明の状態にあり、かつ諸般の情勢から生存していると推定され、又は生死が不明の状態にある者

#### (2) 救出の方法

救出を要する状態にある者を発見した者は、直ちに町役場又は警察署もしくは消防署に通報する。なお、救出には消防署員及び消防団員がこれに当たる。

#### (3) 災害救助法による救出の基準

ア. 費用の限度

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費

イ. 救出の期間

災害発生の日から3日以内

#### (4) 関係機関への要請

消防機関のみでは救出困難の場合、山城広域振興局、田辺警察署、その他隣接市町村に協力を要請するとともに、必要に応じて自衛隊の派遣を要請する。

#### (5) 安否不明者等の氏名公表

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

## ◆◆ 第7章 保健衛生、防疫等計画 ◆◆

### 第1節 清掃計画

#### 1. 計画の方針

被災地のごみ及びし尿等に係る廃棄物処理業務等を迅速適切に実施し、生活環境の保全を図る対策について定める。

また、家庭動物の保護及び収容対策については、災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物を保護・収容することにより、感染症の予防、動物愛護の保持に努める。

#### 2. 実施責任者

災害時の清掃等は、原則として町が実施するものとする。町の被害が激甚のため実施できないときは、他市町村からの応援を得て実施するが、山城広域振興局長に連絡し必要な斡旋を求めるものとする。

#### 3. 平常除去における清掃能力

町内における平常時のごみ収集車は、以下に示すとおりである。

種類	台数
パッカー車	1台
2t トラック	1台
軽トラック	1台

(資料：産業環境課)

#### 4. 計画の内容

##### (1) 災害時の措置

被害の規模に応じ、平常業務を打ち切り、し尿処理は城南衛生管理組合と協議し収集処理を要請する。また、ごみ収集については町の収集車をもって収集処理する。

なお、この場合車両が不足のときは必要な台数及び必要事項を知事に報告して応援を要請するほか、本町で車両を調達する。

##### ア. し尿の処理

被害の規模に応じた処理計画に基づき業者等の協力を得て次の事項を実施する。

##### (ア) 野外仮設

被災地における野外仮設便所は立地条件を考慮し、漏洩等により地下水の汚染しない場所を選定して設置する。

閉鎖にあたっては消毒実施後完全に埋設する。

(イ) くみ取りの制限

被災地域での処理が及ばない場合にはとりあえずの措置として便槽内容の2～3割程度のくみ取りを全戸に実施し、各戸の便所の使用を可能にする。

(ウ) し尿の処分

し尿の処分は、し尿処理施設で処理することを原則とする。

イ. ごみの処理

(ア) 運搬車によることができない地域については、ビニール袋等を各戸へ配布する。

(イ) 食物の残廃物を優先的に収集する。

(ウ) ごみの処分は、焼却場のほか必要に応じて埋立て等の環境衛生上支障のない方法で行う。

(2) 被害報告

災害廃棄物処理事業実施状況及び廃棄物処理施設等の被害状況、復旧費、復旧期間、復旧方法については判明次第直ちに府関係課へ電話により報告するものとし、被害が確定したときはその状況を所定の様式により京都府山城北保健所を経由して報告するものとする。

## 第2節 防疫及び保健衛生計画

### 1. 計画の方針

災害発生時における防疫措置を迅速に実施し、感染症の発生及び流行の未然防止について定める。

### 2. 実施責任者

(1) 細菌検査、検病調査、食品衛生監視

知事が実施する。

(2) 感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所等の消毒及びねずみ族昆虫駆除

消毒及びねずみ族昆虫駆除の実施は原則として本町が行うものとするが、本町において実施できないときは、府の指導のもと隣接市町村の協力を得て実施するものとする。

(3) 感染症患者の入院勧告・措置

町長が実施する。

### 3. 計画の内容

(1) 防疫班の編成可能班数

2班（1班について2人以上）

(2) 消毒等の実施

衛生環境が劣悪で、感染症等が発生しやすい場合は、これを未然に防止するため感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所等の消毒等防疫活動を行う。

(3) 備蓄資材等

ア. 防疫用薬品

クレゾール石けん液、次亜塩素酸ソーダ液、逆性石けん液、D D V P 含有製剤、カルキ等を平時から備蓄する。

イ. 防疫薬剤、医療品等の調達先

防疫薬剤、医療品等の調達先は、以下のとおりとする。

[防疫薬品の調達先一覧表]

名 称	所 在 地	電話番号
多賀調剤薬局	大字多賀小字内垣内4	0744(99)4780

(資料：保健センター)

### ウ. 防疫用機器の配置

防疫用動力噴霧器、動力噴煙器等を平時から配備する。

(4) 感染症患者の入院勧告・措置

感染症患者が発生した場合、入院の勧告・措置を行う。

(5) 食品衛生監視対策

ア. 救助食品対策

災害地における救助作業あるいは緊急復旧作業従事者及び被災者に対する食料供給に際し炊き出しを実施する場合、方法、献立内容等の把握と現地指導を行うものとする。

イ. 被災食品及び食品製造、販売施設対策

被災施設の実態をいち早く把握し、被災食品に対する販売禁止、廃棄処分等を行い、また食品の製造販売施設に対する衛生管理及び一般家庭の食品衛生を指導するものとする。

(6) 家畜伝染性疾患の予防

災害発生に伴う家畜伝染性疾患の発生予防及びまん延防止については、家畜感染症予防法の規定に基づいて山城家畜保健衛生所を主体として協力し、検査、予防注射及び消毒等を実施する。

なお、精密な病性鑑定については、中丹家畜保健衛生所が実施する。

### 第3節 遺体の搜索、処理及び埋火葬計画

#### 1. 計画の方針

災害によって死亡したと推定される者の搜索及び死亡者の収容、処理、埋葬等の実施に関する計画を定める。

#### 2. 遺体の搜索

##### (1) 搜索の対象

行方不明の状態にある者で、被災の状況によりすでに死亡していると推定される者。

##### (2) 搜索の実施

ア. 実施主体：町

イ. 協力機関：町長は必要に応じ消防機関、警察官及び地域住民に協力を要請する。

ウ. 機材借上：町長は搜索に必要な機械器具を借り上げるものとする。

##### (3) 応援要請

本町のみでは搜索の実施が困難であり、隣接市町村の応援を要する場合又は死体が流失等により他市町に漂着していると考えられる場合は、山城広域振興局長及び隣接市町並びに死体の漂着が予想される市町に対して次の事項を明示して要請する。

ア. 死体が埋没又は漂着していると思われる場所

イ. 死体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

ウ. 応援を要する人員又は舟艇、器具等

#### 3. 遺体の収容処理

##### (1) 処理の対象

遺族が被災ないし混乱等により遺体鑑別等のための洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の安置、あるいは検案を行うことができない遺体とする。

##### (2) 実施者

遺体の処理は、町の救護班及び府の救護班により実施する。また、必要に応じ町内の医師、地区住民等の協力を求める。

##### (3) 変死体の届出

変死体については、直ちに警察官に届出し、検視後に死体の処理に当たる。

##### (4) 関係者への連絡

遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族又は町長に連絡のうえ遺体を引き渡すものとする。

##### (5) 処理の内容

ア. 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

遺体の識別、腐敗防止等のための措置として行うもので遺体の撮影等により身元確認の措置を行う。

イ. 遺体の一時安置

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋火葬できない場合は、寺院等の施設を借り上げ、又は野外に天幕を設置して

埋火葬するまで安置する。

#### 4. 遺体の埋火葬

##### (1) 埋火葬の対象

災害の際に死亡した者で、その遺族が被災ないし混乱等のため埋火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない遺体。

##### (2) 埋火葬の実施

ア. 実施者：町

イ. 方法：土葬又は火葬

ウ. 留意点

(ア) 埋火葬を円滑に実行するために迅速に埋火葬計画を作成する。

(イ) 事故死等による遺体については、田辺警察署から引き継ぎを受けた後、埋火葬する。

(ウ) 身元不明の遺体については、警察署に連絡し、その調査に当たる。

(エ) 被災地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の埋火葬は、行旅死亡人としての取り扱いにする。

(オ) 埋葬の実施が本町において実施できないときは、関係機関の協力を得て行う。

#### 5. 災害救助法による基準

##### (1) 遺体の搜索

ア. 対象

死亡した者の居住地、住家、死亡の原因とは関係なく、その者の被災場所に災害救助法が適用されれば救助の対象とする。

イ. 費用の限度

舟艇、その他の搜索のための機械器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし当該地域における通常の実費。

ウ. 期間

災害発生の日から10日以内

##### (2) 遺体の処理

ア. 対象

災害の際死亡した者

イ. 処理の内容

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

(イ) 遺体の一時保存

(ウ) 検案

ウ. 費用の限度

(ア) イの(ア)については、災害救助法施行細則で定める額以内

(イ) 遺体の一時保存で既存建物利用の場合は当該施設の借上費について通常の実費、既存建物を利用できない場合は1体当たり災害救助法施行細則で定める額以内

(ウ) 検案は原則として日赤救護班が行う。日赤救護班によることができない場合

は、当該地域における慣行料金の額以内

エ. 期間

災害発生の日から10日以内

(3) 遺体の埋葬

ア. 対象

災害の際死亡した者

イ. 埋葬範囲

(ア) 棺（附属品を含む。）

(イ) 埋葬または火葬（人夫賃を含む。）

(ウ) 骨つぼ及び骨箱

ウ. 費用の限度

災害救助法施行細則で定める額以内

エ. 期間

災害発生の日から10日以内

## 6. 漂着遺体の取扱い

(1) 災害救助法の適用された市町村以外の市町村の地域に漂着した遺体の取扱い

ア. 漂着時の市町村は、直ちに救助法の適用市町村長に連絡して、関係市町村長に遺体を引き取らせること。ただし、引き取る暇のない場合においては、知事に遺体の漂着の日時、場所等を報告するとともに、必要に応じその指揮を受けて町長が埋葬又は遺体の処理を行うものとし、これに要する費用について府が負担する。

イ. 漂着した遺体が京都府以外の市町村で災害救助法が適用されている地域からのものであるときは町長は前号の例により措置するものとし、それに要する費用については、府が支弁する。

(2) 漂着した遺体が当該災害によるものであると推定できない場合

町長が「行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）」の定めるところに従って、その遺体を措置する。

措置した後においてその遺体の漂着が当該災害によるものであると判明した場合、判明時期が当該救助の実施期間内であるときは法による救助の実施とみなして取り扱うものとし、それに要した費用については、前項各号の例により取り扱われるものである。

## ◇◆ 第8章 障害物除去計画 ◇◆

### 1. 計画の方針

災害により堆積した土砂、木材等の障害物を除去し、日常生活の支障を取り除くとともに交通路の確保を図る対策について定める。

### 2. 道路関係障害物除去

#### (1) 実施責任者

町道における土砂の崩壊、障害物件の残留による障害物の除去は原則として町長が行う。

府が管理する道路については、山城北土木事務所長に速やかに連絡しその除去を要請する。

国が管理する道路については、国土交通省京都国道工事事務所長に速やかに連絡しその除去を要請する。

#### (2) 交通規制等

道路状況により交通規制、迂回路が必要な場合は、災害対策本部長が田辺警察署と協議し、適切な措置をとるものとする。

#### (3) 電柱、電線等公共物の倒壊による障害物件の除去

電柱、電線等公共物の倒壊による障害物件については、当該物件の管理者に連絡し除去を求める。

#### (4) 国などへの応援・代行要請

大規模災害時には、従来の地方公共団体間の応援のみでは十分な対応ができない事態が想定されることから、災害によって市町村の指揮命令系統が失われ、事務の全部または大部分が実施不能となる場合に応急措置（特に急を要する緊急輸送路確保等）を国へ要望する。

### 3. 住宅関係障害物除去

#### (1) 災害救助法を適用した場合の障害物除去の基準

##### ア. 対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができないもの

##### イ. 費用の限度

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械器具等の借上費、輸送費、人夫賃費とし災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

##### ウ. 期間

災害発生の日から10日以内

#### 4. 河川、ダム関係障害物除去

河川、ダム障害物については、それぞれの管理者が処理する。

## ◆◆ 第9章 廃棄物処理計画 ◆◆

### 第1節 計画の方針

被災地のごみ及びし尿等に係る廃棄物処理業務等を迅速適切に実施し、生活環境の保全を図る対策について定める。

なお、この防災体制の整備に当たっては、関係者との連携協力を図るとともに、必要に応じ、災害廃棄物の広域処理を行うものとする。

### 第2節 計画の内容

#### 1. 市町村の施策

- (1) 被災市町村は、災害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。
- (2) 被災市町村は、処理施設の被害状況、仮設便所の必要数、生活ごみの発生量見込み、建物被害状況と廃棄物（がれき）の発生量見込み等について、府に報告する。
- (3) 被災市町村は、廃棄物の収集・処理に必要な人員、収集運搬車両等が不足する場合には、府に支援を要請する。
- (4) 被災市町村は、被災者の生活に支障が生じることのないよう、し尿のくみ取りを速やかに行うとともに、仮設便所の設置をできる限り早期に完了する。仮設便所の設置に当たっては、障害者への配慮を行う。
- (5) 被災市町村は、水道や下水道の復旧に伴い水洗便所が使用可能になった場合には、仮設便所の撤去を速やかに進め、避難所等の衛生の向上を図る。
- (6) 被災市町村は、発災後の道路交通の状況などを勘案しつつ、遅くとも発災数日後には廃棄物の収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみ等を早期に処理するよう努める。
- (7) 被災市町村は、廃棄物（がれき）の処理に当たって、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。また、選別・保管等のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量の廃棄物（がれき）の最終処分までの処理ルートの確保を図る。
- (8) 被災市町村は、応急活動後、処理・処分の進捗状況を踏まえ、廃棄物（がれき）の破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を進める。
- (9) 被災市町村は、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

# ◇◆ 第10章 公共施設等の応急対策計画 ◇◆

## 第1節 危険物等応急対策計画

### 1. 計画の方針

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物の災害に際しては、住民の生命身体及び財産を保護するために、この計画に定めるほか災害の規模に応じて、災害情報収集及び通信計画、災害広報計画、避難計画、消防計画等に定めるところにより関係機関は相互に緊密な連絡をとり活動を開始し被害の拡大防止軽減に努める。

### 2. 屋外タンク等危険物施設等応急措置計画

屋外タンク等危険物施設が不等沈下等により破損し、石油類が流出又は火災になった場合は、次の応急措置を行う。

#### (1) 火災発生の場合

- ア. 関係防災機関相互の通報
- イ. 被災者の救出救護
- ウ. 立入禁止区域の設定及び交通整理
- エ. 避難誘導及び群衆整理
- オ. 遺体の処理
- カ. 消防活動
- キ. 危険物の除去

#### (2) 石油類流出の場合

- ア. 関係防災機関相互の通報
- イ. 立入禁止区域の設定及び交通整理
- ウ. 流出石油類の拡散防止、除去、処理
- エ. 河川流入の場合における下流地域への通報

### 3. 火薬類保管施設応急措置計画

(1) 火薬類を取扱っている場所の付近に火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合は、施設の責任者等と連絡を密にし、速やかに火薬類を安全な場所へ搬出の措置をとるとともに、関係者以外の立入を禁止する。なお、搬出するいとまがない場合は、警戒区域の設定を行い、住民の避難等の措置をとる。

(2) 災害が発生した場合は、被災者の救出救護、二次爆発の防止等の措置をとるとともに必要に応じ公安委員会に対し、自動車による火薬類の運搬を禁止する緊急措置をとるよう要請する。

#### 4. 高圧ガス保管施設応急措置計画

- (1) 災害の規模態様、ガスの種類等を考慮し施設の管理者、消防機関及び京都府高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所と連絡を密にして迅速、適切な措置をとる。
- (2) 爆発火災又は可燃性支燃性のガスの漏えいに際しては、状況に応じて次の措置をとる。
  - ア. 京都府高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所への出動要請
  - イ. 負傷者の救出救護
  - ウ. 立入禁止区域の設定及び交通規制
  - エ. 避難誘導及び群衆整理
  - オ. 消火及び防火、防爆活動並びに広報活動
  - カ. 緊急輸送路の確保
  - キ. 引火性、発火性、爆発性物の移動
- (3) 毒性ガスの漏えいに際しては、次の措置をとる。
  - ア. 施設の管理者等に対する防毒措置の指示
  - イ. 付近住民等に対する中毒防止方法の広報
  - ウ. 防毒資機材の輸送援助

#### 5. 毒物劇物保管施設応急措置計画

- (1) 災害発生時における毒物劇物の流出、飛散、散逸等の事故発生の場合は、毒物劇物営業者等において回収その他保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに所轄の保健所、消防機関又は警察署に届け出るものとする(毒物及び劇物取締法第17条)。
- (2) 保健所(または警察)は毒物劇物の流出散逸等の状況について速やかに広報活動し関係住民に注意を与えると共に、飲料水汚染の可能性のある場合には、河川下流の水道水取水地区の担当機関に連絡する緊急措置をとる。

## 第2節 鉄道施設応急対策計画

### 1. 計画の方針

鉄道施設の被災については、西日本旅客鉄道株式会社の防災業務計画に基づき応急対策等が行われるものであり、この計画においては、災害情報の通報、井手町災害対策本部と西日本旅客鉄道株式会社との協力・支援体制等について定める。

### 2. 災害時の連絡・通報等

#### (1) 西日本旅客鉄道株式会社

連絡・通報先	電話番号
鉄道事業本部 運輸部運行管理室	06-376-6159
京都支社総務企画課	075-682-8004

### 3. 大規模災害時の支援

大規模災害が生じ、西日本旅客鉄道株式会社の対策本部から支援要請があった場合は、井手町災害対策本部を窓口として支援活動を行う。

### 4. 広報

災害が生じた場合は、災害の状況、復旧の見通し等について、西日本旅客鉄道株式会社の対策本部から情報を入手し、報道機関、広報車等により、住民に広報する。

## 第3節 通信施設応急対策計画

### 1. 計画の方針

通信施設の被災については、西日本電信電話株式会社の防災業務計画に基づき応急対策等が行われるものであり、この計画においては、災害情報の通報、井手町災害対策本部と西日本電信電話株式会社との協力・支援体制及び仮設電話の設置、応急復旧の順位等について定める。

### 2. 災害時の連絡・通報等

連絡・通報先	電話番号
西日本電信電話株式会社京都支店（災害対策室）	075-812-9836

### 3. 大規模災害時の支援

大規模災害が生じ、西日本電信電話株式会社みやこ支店災害対策本部から支援要請があった場合は、井手町災害対策本部を窓口として支援活動を行う。

### 4. 応急復旧の順位

回線の復旧順位は次のとおりとする。

#### (1) 市外電話回線

##### ア. 第1順位

(ア) 公衆線及び般信線のうち、災害救助、秩序の維持等の業務において緊急を要する通信を確保するため必要とする最小限の回線

(イ) 府、警察、防衛庁及び特定官庁用専用線のうち緊急を要する通信を確保するため必要とする最小限の回線

##### イ. 第2順位

報道機関用専用線のうち緊急を要する通信を確保するため必要とする最小限の回線

##### ウ. 第3順位

その他の回線

#### (2) 市内電話回線

##### ア. 第1順位

気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、秩序の維持、防衛輸送の確保若しくは電力、水道の供給に直接関係がある機関又は新聞社、通信社若しくは放送事業者の機関に設置されている加入電話及び市内専用電話のうち必要最小限の回線

##### イ. 第2順位

第1順位に該当するもの以外の国若しくは地方公共団体の機関又はガスの供給に直接関係がある機関に設置されている加入電話及び市内専用電話の回線のうち必要最小限の回線

## 5. 広報

災害が生じた場合は、災害の状況、復旧の見通し等について、西日本電信電話株式会社京都支店災害対策本部より情報を入手し、報道機関、広報車等により、住民に広報する。

(3) 大雪時における優先復旧等については「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき実施するものとする。

## 第4節 電気施設応急対策計画

### 1. 計画の方針

電気施設の被災については、関西電力送配電株式会社の防災業務計画に基づき応急対策等が行われるものであり、この計画においては、災害情報の通報、井手町災害対策本部と関西電力送配電株式会社との協力・支援体制等について定める。

### 2. 災害時の連絡・通報等

連絡・通報先	電話番号
関西電力送配電株式会社	0800-777-3081(送配電ダイヤル)

### 3. 大規模災害時の支援

大規模災害が生じ、関西電力送配電株式会社から支援要請があった場合は、井手町災害対策本部を窓口として支援活動を行う。

### 4. 復旧順位

復旧計画の作成及び事業実施においては、医療機関、避難施設、公共施設・機関、報道機関等を優先するものとするが、救援救助活動の推進、住民生活の安定等を考慮して、復旧の必要性の高いもの、復旧効果の高いものを優先して復旧するよう要請する。

### 5. 広報

災害が生じた場合は、災害の状況、復旧の見通し等について、関西電力送配電株式会社より情報を入手し、報道機関、広報車等により、住民に広報する。

## 第5節 ガス施設応急対策計画

### 1. 計画の方針

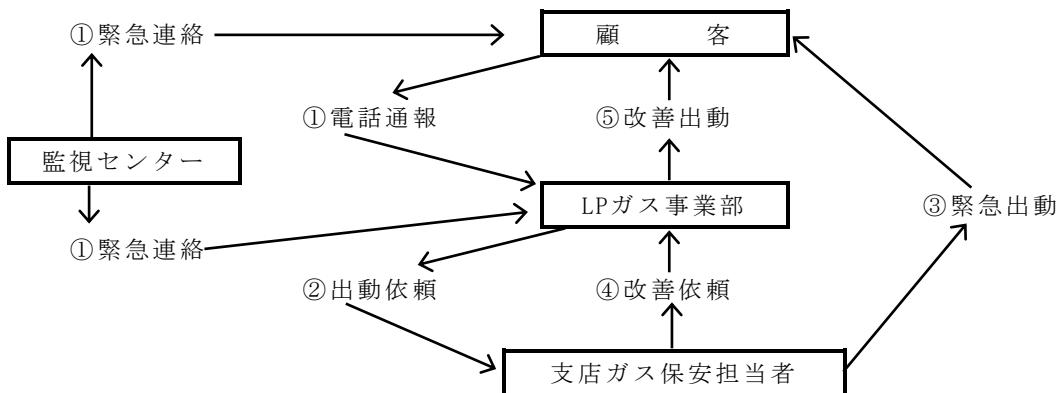
本町において、ガスが集中管理され家庭に供給されている地区は、上井手地区であり、ガス施設の管理は、京都やましろ農業協同組合が行っている。

ガス施設の被災については、京都やましろ農業協同組合が定める防災業務計画に基づき応急対策等が行われるものであり、この計画においては、災害情報の通報、井手町災害対策本部と京都やましろ農業協同組合との協力・支援体制、住民の避難等について定める。

### 2. 災害時の連絡・通報等

ガス施設の被災によりガス漏れ等が生じた場合、発見者は J A 京都やましろ井手支店、L P ガス事業部、又は警察に通報する。

連絡・通報先	電話番号
L P ガス事業部	0120-62-0221
京都やましろ農業協同組合井手町支店	0774-82-2046



- ① L P ガス事業部に、顧客・監視センターより緊急連絡がある。
  - ② 本店 L P ガス担当者は、支店 L P ガス保安担当者に緊急連絡し、直ちに出動依頼を行う。
  - ③ 支店担当者は出動をする。
  - ④ 支店 L P ガス保安担当者が改善できない場合は、直ちに L P ガス事業部に連絡し改善依頼する。
  - ⑤ L P ガス事業部は、改善依頼に基づき改善を行う。
- ※夜間・休日は、L P ガス事業所より転送電話で本店の L P ガス担当者宅へ連絡が入り、支店 L P ガス保安担当者宅に連絡し支店担当者は直ちに顧客宅に出動する。

[ L P ガス 保 安 図 ]

### 3. 大規模災害時の支援

大規模災害が生じ、京都やましろ農業協同組合から支援要請があった場合は、井手町災害対策本部を窓口として支援活動を行う。

### 4. 住民の避難等

災害による事故発生の場合は、不測の事態を考慮して、京都やましろ農業協同組合と協議の上、付近の住民の避難の要請を行うなど、危険防止のため応急対策を行う。  
緊急の場合は、消防本部の判断により、付近住民の避難要請を行う。

### 5. 広報

災害が生じた場合は、災害の状況、復旧の見通し等について、京都やましろ農業協同組合より情報を入手し、報道機関、広報車等により、住民に広報する。

## 第6節 上水道施設応急対策計画

### 1. 計画の方針

災害時における給水の重要性に鑑み、水道施設の応急対策について定める。

### 2. 被害状況の収集と復旧計画の策定

災害時における水道施設の被害状況について被害状況を早急に調査し、復旧計画及び給水計画を作成する。

### 3. 広報

水道施設が被災し、水道施設による給水が困難になった場合は、災害の状況、復旧の見通し等について、報道機関、広報車等により、住民に広報する。

## 第7節 下水道施設応急対策計画

### 1. 計画の方針

災害時における下水道施設の応急対策について定める。

### 2. 被害状況の収集と復旧計画の策定

災害時における下水道施設の被害状況について被害状況を早急に調査し、復旧計画を作成する。

### 3. 仮設トイレの設置

水洗便所等の使用停止に伴う代替措置として、必要に応じて仮設トイレを設置する。

### 4. 広報

下水道施設が被災し、下水道施設の使用が困難になった場合、水洗便所等の使用の停止について住民に対して周知徹底するとともに、災害の状況、復旧の見通し等について、報道機関、広報車等により、住民に広報する。

## 第8節 社会福祉施設応急対策計画

### 1. 計画の方針

井手町内にある社会福祉施設における災害発生時の施設利用者の生命の確保及び被災施設の復旧について定めるものとする。

### 2. 計画の内容

#### (1) 実施責任者

施設長が必要に応じ、防災関係機関及び地域住民等の協力を得て実施するものとする。

#### (2) 避難措置等

災害発生時において、各施設の職員は、施設利用者の生命の安全確保を第一義とし、迅速に安全な場所に避難させるものとする。また、防災関係機関への通報、情報提供に努めるとともに、組織的な応急活動体制の確立に努めるものとする。

### 3. 施設の復旧

被害の状況の報告をまって法人が実施する復旧等について指導助言等協力をする。

#### (1) 応急援護計画

被災施設の復旧が長期にわたるおそれのある場合には、施設利用者の安全を考慮し、近傍の公共施設の利用等の実情に即した措置を行うよう、施設長に対し指導助言をするものとする。

この場合において施設長は状況に応じて措置の実施者及び支給決定権者との緊密な連携を図るものとする。

#### (2) 保健管理、安全の指導

施設利用者の安全及び保健管理については、関係機関と緊密な連携を図り、対策の指導と助言を行うものとする。

#### [井手町における社会福祉施設]

名 称	所 在 地
老人福祉センター「賀泉苑」	大字多賀小字帽子田26-3
老人福祉センター「玉泉苑」	大字井手小字東前田23
いづみ人権交流センター	大字井手小字段ノ下37-1
玉川保育園	大字井手小字玉ノ井47-1
多賀保育園	大字多賀小字庵垣内63
いづみ保育園	大字井手小字段ノ下39-2

(資料：住民福祉課)

## 第9節 農林関係応急対策計画

### 1. 計画の方針

各種災害に対処して農林産物の被害を最小限にとどめるための諸対策について定める。

### 2. 農林産物の各種災害に対する対策

#### (1) 農林産物

水稻、麦類、果樹、茶園、苗畑、なたね、豆類、施設園芸、野菜、花き等  
立木、竹、しいたけ等きのこ類

#### (2) 林業

治山、林道、造林等

#### (3) 諸対策

雪害及び寒干害、長梅雨及び水害、夏季長雨障害、夏季高温障害、晚霜と低温障害、風水害等各種災害に対処して、農作物、林業の被害を最小限にとどめるよう関係機関（農業改良普及センター、農業協同組合等）と連絡を密にして適切な対策を施すこととする。

水害においては、農業用施設対策として土地改良区及び農業水利団体は、施設及び農地の被害状況、被害額並びに気象資料を町長及び山城広域振興局長に報告する。

なお、本応急対策の細部については、「京都府地域防災計画 第3編 第29章 農林関係応急対策計画」によるものとする。

### 3. 耕地応急復旧対策

農地復旧の応急工事として近畿農政局から、有償で次の機械を貸りることができる。

#### (1) 機械の種類

揚・排水機

#### (2) 貸付対象

地方公共団体、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会等

#### (3) 機械保有場所及び申込先

近畿農政局土地改良技術事務所

伏見区深草大龜谷山大山町官有地

Tel 075-641-6391～3

Fax 075-646-2019

# ◆◆ 第11章 輸送計画 ◆◆

## 1. 計画の方針

災害時における被災者の避難、傷病者の収容並びに隔離、災害対策要員の移送、応急対策資材、生活必需品等の迅速確実な輸送を実施するための対策について定める。

## 2. 計画の内容

### (1) 実施機関

災害時における輸送力の確保措置は、それぞれの応急対策を実施する機関において行うものとする。ただし、災害が激甚のため実施機関において確保することが困難な場合は関係機関の応援を求めて実施する。

### (2) 輸送の方法

輸送は、被害の状況および地形等により判断し、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

- ア. トラック、バス等による輸送
- イ. 鉄道等による輸送
- ウ. 航空機等による輸送
- エ. 人力等による輸送

### (3) 輸送力の確保計画

#### ア. 公用自動車等の配備計画

公用自動車等の配備計画については、災害対策本部において行い、詳細については災害対策本部活動計画において定めるものとする。

#### イ. 車両の調達要請

町所有のものを使用してもなお不足する場合は、次の事項を明示して、府山城災害対策支部を経由し、府災害対策本部に調達斡旋を要請する。

- (ア) 輸送区間及び借り上げ期間
- (イ) 輸送人員又は輸送量
- (ウ) 車両等の種類及び台数
- (エ) 集合場所及び日時
- (オ) その他必要な事項

#### ウ. 人力による輸送計画

災害により、車両、鉄道、ヘリコプター等による輸送手段が講じられないときは人力による輸送を行う。

#### エ. 輸送力の協力要請

イによる調達要請手続、その他必要な事項は総務部において措置するものとする。なお、救助部において救助物資等の輸送の万全を期するため必要があるときは、総務部に連絡し、総務部は災害の状況に応じ次に掲げる関係機関に対し連絡又は必要な措置を講ずるよう協力を要請する。

＜西日本旅客鉄道株式会社要請窓口＞

区分	昼 間	夜 間
京滋支社	総務企画課 (075) 682-8003 鉄道電話 (078) 3903	輸送指令 (06) 6376-6181 鉄道電話 (071) 2558

(4) 航空機等による輸送

地上輸送がすべて不可能な場合は、府山城災害対策支部を経由し、府災害対策本部に航空機の要請を行う。

ヘリコプター発着予定場所は、以下のとおりとする。

- ア. 発着地点に石灰でHを描き地点を標示する。
- イ. 地点で煙をたて風向をはっきりさせる。
- ウ. 夜間は投光機等により発着地点を標示する。

[ヘリコプター離発着場一覧表]

名 称	所 在 地	面 積	電話番号
井手小学校グラウンド	大字井手小字野神38	3, 921 m <sup>2</sup>	0774(82) 2119
泉ヶ丘中学校グラウンド	大字井手小字橋ノ本20	9, 630 m <sup>2</sup>	0774(82) 2070
多賀小学校グラウンド	大字多賀小字内垣内20	2, 420 m <sup>2</sup>	0774(82) 2112
井手町立住民グラウンド	大字多賀小字一ノ谷17, 18, 19-1	8, 351 m <sup>2</sup>	0774(82) 5700
井手町立新四郎山グラウンド	大字井手小字新四郎山28, 29 33, 34, 35, 36	3, 450 m <sup>2</sup>	0774(82) 5700

(資料：安心・安全推進課)

(5) 緊急通行車両の取扱い

災害対策基本法第76条に規定する緊急輸送を行う車両の通行の確認を受けようとするときは、「緊急通行車両等確認申請書」（資料編：様式-12）及び輸送協定書等当該車両を使用して行う事務又は業務内容を疎明にする書類（輸送協定書等がない場合は指定行政機関の上申書等）を田辺警察署長に提出して、「標章」（資料編：様式-13）及び「緊急通行車両等確認証明書」（資料編：様式-14）の交付を受ける。

ア. 緊急事態により通行する車両の例外措置

緊急自動車が傷病者の救護等のため通行する場合であって、事前に確認申請書の提出手続がとれない場合には、この正規の手続をとる必要はない。

しかし、事前又は事後に電話連絡を行う。

(6) 災害救助法による輸送基準

ア. 対象

被災者の避難、医療及び助産、災害にかかった者の救出、飲料水の供給、死体の搜索、死体の処理、救済用物資の整理配分のための輸送に要する経費

イ. 費用の限度

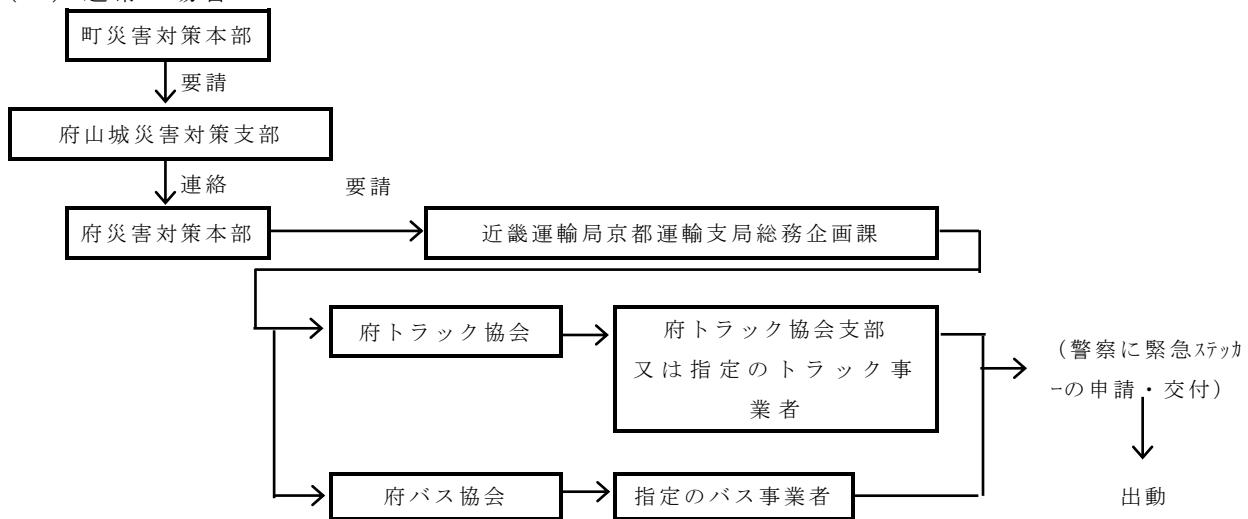
当該地域における実費

ウ. 期間

当該救助の実施が認められる期間以内

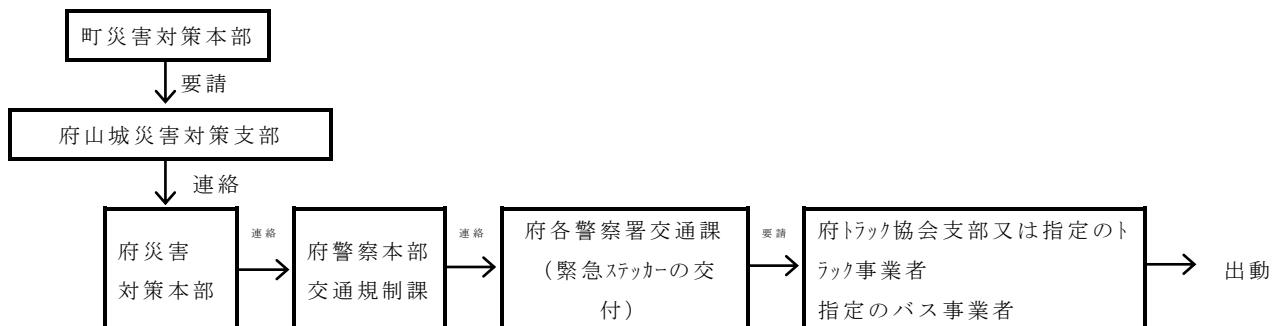
## 1. 陸上輸送を要請する場合

### (1) 通常の場合



### (2) 通信連絡網途絶の場合

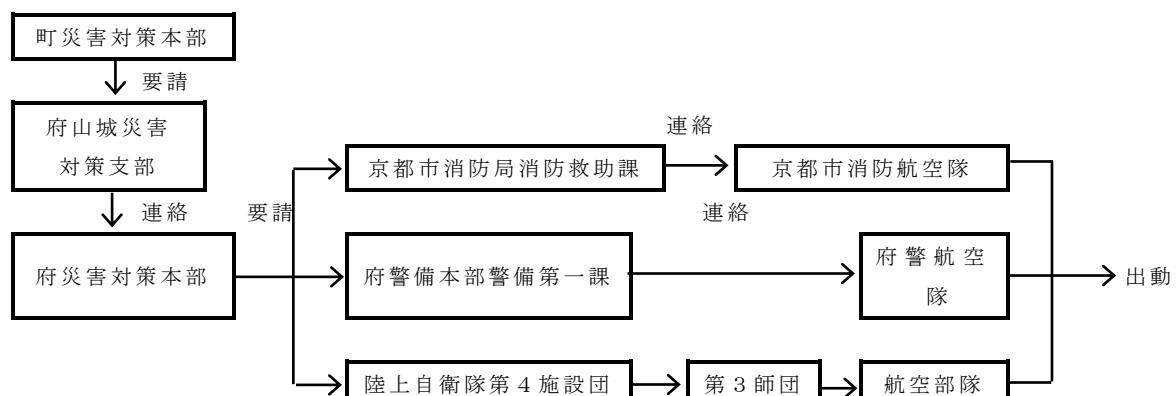
ア.



イ.



## 2. ヘリコプターによる空輸を要請する場合



[輸送計画の連絡系統図]

## ◆◆ 第12章 交通対策計画 ◆◆

### 1. 計画の方針

道路等における危険及び交通の停滞等を防止、解消し、災害時における円滑な交通及び安全対策を図る。

### 2. 計画の内容

#### (1) 危険箇所の発見

##### ア. 道路巡視

降雨等により、道路・橋梁に危険箇所の発生が予想されるときは、道路巡視を実施し、道路・橋梁の危険箇所の早期発見に努めるものとする。

##### イ. 発見者の通報

道路・橋梁等交通施設の被害、その他交通の異常な混乱を発見した者は遅滞なく道路管理者又は警察官に通報すること。

#### (2) 交通の規制

道路交通の規制の権限は、道路管理者、公安委員会、警察署長、警察官にあり、規制を行うにあたってはそれぞれ連絡を密にし、協議して行うものとする。また、その連絡協議をするいとまがない緊急の場合には、それぞれの発令権者において行い、事後速やかに相互に通知するものとする。

ア. 道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認めるときは道路の通行を禁止し、又は制限する。

##### イ. 道路管理者（道路法第46条）以外の交通規制

（ア）現場警察官の規制（道路交通法第6条第1項）（災害対策基本法第63条）

（イ）公安委員会（警察署長）の規制（道路交通法第4条、第5条第1項）（災害対策基本法第76条）

#### (3) 交通の確保対策

##### ア. 災害発生前の措置

前項の道路巡視により、路上の物件その他交通の妨げになるものの除去等を行い、交通の円滑を図るものとする。

##### イ. 応急修理による交通の確保

危険箇所発見時の状況により、応急修理が可能な場合は道路管理者において応急修理を行い、交通の円滑安全を図るものとする。

##### ウ.迂回道路の選定について

迂回路の指定を行った場合は、道路管理者は田辺警察署長と協議し、交通の混乱による防止を図るものとする。

#### (4) 広報措置

ア. 災害時に種々の道路交通法上の処置をとった場合は、標識等を設置して明示す

るほか、関係機関等に公表し交通の安全を図るものとする。  
イ. 町は、町内における道路網の交通規制状況を把握し、住民等からの照会に的確に対応するものとする。

# ◇◆ 第13章 文教応急対策計画 ◇◆

## 1. 計画の方針

災害発生時における文教対策については、児童生徒の生命安全を第一義とし、授業の中止・休校・登下校措置、応急教育、文教施設・設備の応急復旧、教科書・学用品等の調達及び配給、学校給食の対策、教育実施者の確保、文化財等の応急復旧等について定める。

## 2. 実施責任者

災害発生時における文教対策の実施責任者は、次のとおりとする。

- (1) 町立の学校及び附属機関については、町長（委任を受けている場合は教育長）とする。
- (2) 指定文化財等の所有者、管理者に対する指導助言は教育長とする。

## 3. 情報の収集・伝達

### (1) 発災情報の把握

災害に関する情報の収集を図るほか、テレビ、ラジオ等の情報にも留意し、広範な情報の把握に努める。

### (2) 被害情報の収集伝達

災害の規模・程度に応じ、迅速に情報収集に関する体制をとり、被害情報について被災地域の学校等から必要な情報を収集する。

情報の収集は発災後、できるだけ迅速に行い、順次精度を上げるよう努め、学校等において各々の計画に基づき災害に対する所要の応急措置を講ぜられるよう必要な情報の伝達を行う。

災害により電話、ファックス等の通信が途絶した場合、携帯電話等の通信機器のほか、テレビ、ラジオ等の情報など、必要に応じ、あらゆる手段での情報の収集伝達に努める。

## 4. 施設・設備の緊急点検等

災害が発生するおそれがある場合、学校等において施設・設備の緊急点検及び巡回を実施するとともに、必要に応じ、重要な教材・教具、書類等の損失、損傷を防護し、安全な箇所への移動等適切な措置を講じる。

## 5. 学校等における安全対策

### (1) 在校時の対策

児童生徒等の在校時に発災した場合は、災害の状況に応じ安全な場所への避難等の安全対策に万全を期す。

### (2) 在校時以外の対策

児童生徒等の在校時以外に発生した場合は、児童生徒等及び保護者に関する安否

の確認等を速やかに実施する。

(3) 保護者への児童生徒等の引渡し

児童生徒等を引き渡すことが適切と判断される場合には、あらかじめ定めた方法により速やかに保護者と連絡をとり、安全、確実に実施する。

**6. 授業の中止等の措置**

学校において、授業を継続することにより児童生徒等の安全確保が困難と思われる場合、臨時に授業を行わないこと等の適切な措置を講じる。

**7. 休校・登下校措置**

災害時における休校及び登下校の措置は、次により行うものとする。

ア. 災害が明らかに予想される場合には、教育委員会は防災に関する指示をする。

ただし、府教育委員会から特別に指示が示されない場合には通常午前7時現在において気象警報（暴風警報、大雨警報、洪水警報）の発令があった場合は児童、生徒を自宅に待機させ、午前10時までに警報が解除されたときは安全に注意したうえで登校させるものとする。

午前10時現在において警報が解除されない場合は臨時休校とする。

イ. 各学校長は、児童、生徒の登校後、気象警報の発令があったときは、状況判断の上、速やかに下校させ臨時休校の措置をとる。

ウ. 前記ア、イを基準とするが弾力的な対応の必要が生じた場合には教員委員会は各学校に連絡するものとする。

エ. 各学校長は、災害発生時においては児童、生徒の生命の安全確保を第一義とし各校の非常災害対策計画に基づき迅速に避難させる。

オ. 休校による授業の回復措置は後日おこなうものとする。

**8. 教育機関の防災体制**

(1) 町立小・中学校の計画

災害の発生が予想される場合、また災害発生時における学校の防災体制については、町災害対策本部教育部（町教育委員会）の指示に基づき、各学校ごとに策定する非常災害対策計画に準じて所要の人員を配置する。

また、所要の人員数や災害状況については、絶えず災害対策本部教育部（町教育委員会）と連絡調整する。

(2) その他の教育機関の計画

その他の教育機関については、上記(1)に準じて行うものとする。

**9. 応急教育計画**

文教施設の復旧が長期にわたる見込みの場合は、実情に即し、児童生徒の登校の安全を考慮した上で、できる限り授業の確保に努める。

授業実施のための校舎等施設の確保は、おおむね次の方法によるものとする。

(1) 校舎の一部が利用できない場合

特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足するときは二部授業とする。

- (2) 被災学校の大部分が使用不能の場合  
集会所等公共施設を利用するほか、隣接校の余剰教室を利用する。

## 10. 施設・設備の安全点検・応急復旧等

災害発生後、二次災害の防止や学校再開等のため、施設・設備の安全点検ができるだけ早急に行い、被災により教育の実施が困難となった場合、必要に応じ、危険建物の撤去、応急復旧や仮設校舎の設置等の措置を講じる。

## 11. 学用品の調達及び配分

### (1) 教科書の調達

被災学校の学校別、使用教科書ごとにその数量を速やかに調査し、府教育委員会に報告するとともに府教育委員会の指示に基づき教科書供給店等に連絡し供給を受けるものとする。また、町内の他の学校並びに他の市町村に対し、使用済の見本の供与を依頼する。

### (2) 学用品の調達

被災児童生徒の被害別、学年別の状況を府教育委員会に報告し、その現物給付を受けたもののほか、必要に応じて調達する。

### (3) 支給対象者

住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失又は床上浸水の被害を受けた世帯の児童、生徒で教科書、学用品のそう失又はき損した者。

### (4) 給与の方法

町教育委員会は、学校長と緊密な連絡を保ち給与の対象となる児童生徒を調査し、給与を必要とする学用品の確保を図り各学校長を通して対象者に給付する。

### (5) 支給品目

#### ア. 教科書

イ. 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画用紙、下敷、定規等）  
ウ. 通学用品（通学靴、傘、カバン、風呂敷、ゴム長靴等）

### (6) 災害救助法による学用品の給与基準

#### ア. 対象

住家が全壊（焼）、流失、半壊又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部児童、中学校生徒及び高等学校等生徒を含む。）

#### イ. 学用品の品目及び費用の限度

- (ア) 教科書（教材を含む）……実費  
(イ) 文房具……………災害救助法施行規則に定める額以内  
(ウ) 通学用品……………文房具と同じ

#### ウ. 期間

- (ア) 教科書……………災害発生の日から1ヶ月以内  
(イ) 文房具及び通学用品……………災害発生の日から15日以内

## 12. 学校給食等の対策

教育委員会は、応急給食の必要があると認めるときは、山城教育局並びに関係機関と協議のうえ応急配給を受け、炊出しを実施する。また、公益財団法人京都府学校給食会に連絡して、被災学校の児童、生徒に対し、給食するものとする。

## 13. 教育実施者の確保の措置

学校教職員については、山城教育局と緊密な連絡をとり教職員の確保に努める。

## 14. 学校等における保健衛生及び危険物等の保安

### (1) 保健衛生

災害発生時における児童生徒等及び教職員等の保健衛生に留意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症の予防等の措置ならびにそれらに必要な防疫用薬剤及び機材の確保が適切に行われるよう努める。

### (2) 危険物等の保安

学校等において管理する電気、ガス（高圧ガスを含む。）、危険薬品、アルコール、石油等その他の危険物の災害発生時における保安のため、管理上必要な措置を講じる。

## 15. 被災者の救護活動への連携・協力

災害時には、学校が避難所となるため、早期の教育機能回復に配慮しつつ、円滑な運営等に關し災害担当部局間での連携を図る。

また、必要に応じ、学校給食施設等を活用した炊き出し等について協力するとともに、災害の状況に応じ、教職員が災害救援活動等に協力できるよう人的支援体制を整備するなど円滑な活動が行われるよう努める。

## 16. 文化財等の応急復旧対策

文化財が被害を受けた場合は、適切な応急措置を速やかに講じる。

ア. 被害が小さいときは所有者及び地元関係者と連絡をとり、応急修理を施す。

イ. 被害が大きいときは損壊の拡大を防ぎ、履屋などを設け、その後の復旧計画を待つ。

ウ. 被害の大小にかかわらず、防護柵等を設けて現状保存を図れるようにする。

エ. 美術工芸品の所有者・管理者の文化財の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

## ◆◆ 第14章 災害警備計画 ◆◆

### 1. 計画の方針

災害時における警備活動を担う田辺警察署は、府警察本部、町及び防災関係機関と緊密に連携し、警備活動が円滑かつ効果的に実施できるよう、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、住民等の生命及び身体の保護を第一義とした災害警備活動等に努める。

### 2. 計画の内容

#### (1) 警備体制

##### ア. 警備本部等

府警察本部及び田辺警察署は、注意報の発表を受け情報収集、連絡体制を図り、警報の発表により京都府警察緊急事態対策本部を設置する。

##### イ 警備部隊の編成

###### (ア) 府警察本部で編成する部隊

　a. 初動部隊

　b. 緊急事態対処部隊

###### (イ) 田辺警察署で編成する部隊

　緊急事態対処部隊に準じた警察署警備部隊

#### (2) 災害警備活動

府警察本部及び田辺警察署は注意報又は警報の各段階に応じ必要な措置及び活動を行う。

ア 被害情報等の収集

イ 住民等の避難誘導

ウ 被災者の救出救助

エ 被災地等及びその周辺地域における交通規制

オ 遺体の検視、死体調査、身元確認等

カ 行方不明者の捜索

キ 被災地等の社会秩序の維持

ク その他必要な活動

# ◆◆ 第15章 自衛隊派遣要請計画 ◆◆

## 1. 計画の方針

天災地変その他の災害に際し住民の生命又は財産を保護するため必要があると認められる場合における自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の部隊等の災害派遣及びその要請の手続等を定める。

## 2. 災害派遣要請手続

### (1) 町長等の知事への要請

ア. 災害派遣の対象となる事態が発生し、町長が自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、次の3.に掲げる事項を明らかにし、知事に派遣要請の具申をするものとする。

イ. 町長は人命救助等のため緊急を要し、山城広域振興局長を通して知事に派遣要請の具申をするいとまのないときに限り、直接自衛隊に対し要請の連絡をすることができる。

ウ. 町長は、通信の途絶等により知事への派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び災害状況を指定部隊等の長に通知することができる。

エ. イ、ウの場合、町長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

オ. 自衛隊災害派遣要請の手続は、総務部があたる。

## 3. 派遣の要請

派遣の要請は文書によるものとし、次の事項を明らかにする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信もしくは電話等によることができる。この場合、事後において速やかに、文書を提出するものとする。

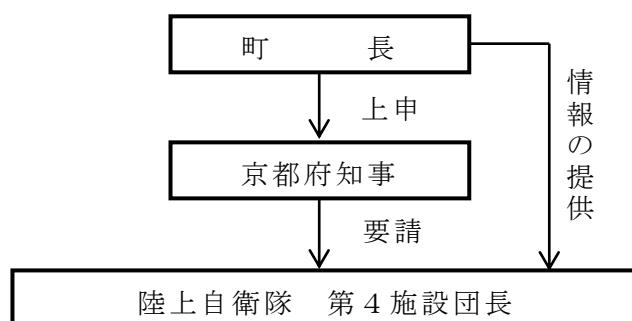
なお、知事に災害派遣要請の要求ができない場合、陸上自衛隊第4施設団長あて、知事に派遣要請の要求ができない旨及び災害状況を通知することができる。

### (1) 災害の情況及び派遣を要請する理由

### (2) 派遣を希望する期間

### (3) 派遣を希望する区域及び活動内容

### (4) その他参考となるべき事項



[自衛隊の災害派・撤収要請等手順]

#### 4. 派遣要請等のあて先

##### (1) 町長が直接自衛隊に通知する場合【2. (1)イ. の場合】

陸上自衛隊 第4施設団長

所 在 地 宇治市広野町風呂垣外1-1

電 話 番 号 0774(44)0001 (内線236) 夜間 (内線223)

衛生通信系防災情報システム

衛星 7-757-8109 地上 8-757-8109 (勤務時間内)

衛星 7-757-8101 地上 8-757-8101 (勤務時間外)

#### 5. 災害派遣部隊の受け入れ体制

##### (1) 受け入れ準備の確立

町長は、自衛隊災害派遣部隊を受け入れるにあたり次のような体制を確立する。

###### ア. 宿泊所等の準備

総務部は、派遣部隊の現地指揮所、宿泊所及び休憩所等の準備をする。

なお、泉ヶ丘中学校、井手小学校、多賀小学校のグラウンドを本町における宿泊所等予定地として指定する。

###### イ. 連絡職員の配置

被災現地における派遣部隊及び山城広域振興局との連絡調整にあたるために、

総務部の職員を連絡職員として指名し配置する。

###### ウ. 作業計画の樹立

町長は、下記の(3)に掲げる派遣部隊の活動が他の災害救助及び災害復旧機関のそれと競合重複することなく最も効率的に作業を分担するよう配慮しながら作業計画をたてる。

###### エ. 資材等の準備

町長は、自衛隊が保有する使用可能資機材等以外の作業実施に必要なものを準備し、かつ、作業に關係のある管理者等の事前了解を得ておくものとする。

##### (2) 派遣部隊到着後の措置

###### ア. 派遣部隊との作業計画等の協議

町長及び作業に關係のある部長、班長は、作業計画等について派遣部隊と十分に協議をし、作業の円滑な進捗を図るものとする。

###### イ. 京都府知事への報告

町長は、派遣部隊の到着後、速やかにその旨を山城広域振興局長を経て知事に報告する。

### (3) 派遣部隊の活動

#### ア. 被害情況の把握

(ア) 気象庁、他部隊等から震度5弱以上の地震発生との情報を得た場合、当該震度の地震発生地域の近隣の対象部隊の長は、速やかに航空機等により当該地震の発生地域及びその周辺について、目視、撮影等による情報収集を行う。

(イ) 知事から要請があったとき又は部隊等の長が必要と認めたときは、車両、航空機等により情報収集を行う。

#### イ. 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難立ち退き等が行われる場合で必要があるときは避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

#### ウ. 避難者の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業に優先して捜索救助を行う。

#### エ. 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作業、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

#### オ. 消防活動

火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

#### カ. 道路又は水路の啓開

道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。

#### キ. 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

#### ク. 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合、航空機による輸送は特に緊急を要すると認められるものについて行う。

#### ケ. 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

#### コ. 物資の無償貸付又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する總理府令」（昭和33年總理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

#### サ. 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置、及び除去を実施する。

### シ. その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

## 6. 派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣要請の目的を達成したとき又は必要がなくなったときは、速やかに文書をもって山城広域振興局長を経て知事に派遣部隊の撤収を要請するものとする。

## 7. ヘリポートの位置

[ヘリコプター離発着場一覧表]

名 称	所 在 地	面 積	電話番号
井手小学校グラウンド	大字井手小字野神38	3, 921 m <sup>2</sup>	0774(82)2119
泉ヶ丘中学校グラウンド	大字井手小字橋ノ本20	9, 630 m <sup>2</sup>	0774(82)2070
多賀小学校グラウンド	大字多賀小字内垣内20	2, 420 m <sup>2</sup>	0774(82)2112
井手町立住民グラウンド	大字多賀小字一ノ谷17, 18, 19-1	8, 351 m <sup>2</sup>	0774(82)5700
井手町立新四郎山 グラウンド	大字多賀小字新四郎山28, 29, 33, 34, 35, 36	3, 450 m <sup>2</sup>	0774(82)5700

(資料：安心・安全推進課)

# ◇◆ 第16章 広域支援要請・受け入れ計画 ◇◆

## 第1節 近隣市町村との相互応援協力計画

### 1. 計画の方針

災害時において、相互の応援協力により、より適切な応急対策をとる必要が生じた場合、相互応援協力に関する協定に基づき、応援を要請する。

また、近隣市町村からの応援依頼については、協定に基づく支援を行う。

### 2. 計画の内容

- (1) 町長は、相互応援に関する協定に基づき、応援を要請する。要請方法、要請の内容等の細部の項目については事前に定めておく。
- (2) 支援物資、支援要員等の受け入れは、総務部が行う。活動の内容は、自衛隊派遣要請計画に準じる。

## 第2節 ボランティア受け入れ計画

### 1. 計画の方針

災害時に支援を申し出たボランティア及びボランティア団体に対し、その円滑な活動ができるように計画を定める。

### 2. 受け入れ体制

(1) 被災時においては、町社会福祉協議会等と連携してボランティアセンターを設置する。

なお、本町におけるボランティアセンター予定場所として、玉泉苑を指定する。

(2) ボランティアセンターは、町社会福祉協議会等によって運営するものとし、災害対策本部との協議・調整により活動計画を定める。

### 3. 専門ボランティア受け入れ計画

(1) 医療活動に携わる者、福祉関連の専門技術を有する者等の専門的な知識・技術を必要とする応急対策に係る専門ボランティアについては、災害対策本部の担当部が受け入れ窓口となる。受け入れ体制についてはあらかじめ定めておく。

(2) 担当部は、必要に応じてボランティア団体等に支援を要請する。

(3) ボランティアの宿泊場所及び食事の確保等について配慮する。

(4) ボランティアの派遣及び活動に必要な費用、派遣期間の保険料等については、府と協議の上、負担する。

### 4. 一般ボランティア受け入れ計画

(1) 災害時の様々な救援活動に携わるボランティアの受け入れ窓口はボランティアセンターとする。

(2) ボランティアセンターは、災害対策本部と協議の上、必要に応じてボランティア団体等にボランティアの派遣要請を行う。

(3) ボランティアの宿泊場所及び食事の確保等について配慮する。

(4) ボランティアの活動に必要な費用、保険料等については、府と協議の上、負担を検討する。

# ◆◆ 第17章 労務供給計画 ◆◆

## 1. 計画の方針

災害応急対策を実施するにあたって災害対策本部員及びボランティア等の要員では労力的に不足するときにおける労働力の確保について定めるとともに、京都田辺公共職業安定所と緊密な連携をとるものとする。

## 2. 計画の内容

### (1) 実施責任者

労働者の雇上げは、井手町において行うものとする。

### (2) 労働者の業務範囲

災害応急対策の実施に必要な労働者は、次の業務を行う者の補助者とする。

ア. 被災害者の避難

イ. 医療及び助産

ウ. 被災者の救出

エ. 飲料水の供給

オ. 行方不明者の捜索

カ. 死体の処理

キ. 救済物資の整理、輸送及び配分

ク. その他災害応急対策に必要な業務

### (3) 労働者確保の方法

ア. 知事に対し労働者の供給を依頼する。

イ. 自治会等に労働者供給の協力を要請する。

ウ. 町内登録建設業者に土木建築技術者及び労働者供給の協力を要請する。

### (4) 費用の負担

ア. 労働者の賃金は、当該地域における通常の実費とする。

イ. 知事が直接供給した労働者の費用は府が負担し、町長が要請し供給した労働者の費用は町が負担する。

# ◆◆第18章 高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画◆◆

## 1. 計画の方針

災害時には、高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者（以下「避難行動要支援者」という）は、避難等に特別の配慮が必要な上、災害後の生活においても生活上の支障を生じることが予想される。そのため、これらの者に対し十分配慮した応急対策を実施する必要がある。

また、言語、生活習慣の異なる外国人は、災害時に正確な情報が伝わりにくく、避難等に支障を生じることが予想されるため、在住外国人と訪日外国人では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達に十分配慮する。

## 2. 計画の内容

### （1）実施責任者

災害時における要配慮者及び外国人に係る対策は、府との連携のもとに、井手町において行うものとする。

### （2）災害発生時の避難行動要支援者の避難誘導、安否確認等

ア. 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は府との連携のもとに、避難行動要支援者本人（及び個別避難計画にあっては避難支援等を実施する者）の同意の有無にかかわらず、井手町地域防災計画に定めた避難支援等に係る関係者に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、迅速に、社会福祉協議会、自主防災組織やNPO・ボランティア等の協力も得て、避難行動要支援者の各戸を訪問することにより、避難行動要支援者の避難誘導、安否確認を行う。

また、避難所の調査を実施し、避難行動要支援者の所在確認を行う。

イ. 在宅の要配慮者に対しては、必要に応じ、福祉避難所等への誘導、社会福祉施設への緊急収容等の対策を講じる。

### （3）高齢者に係る対策

ア. 高齢者の生活に必要な物資やサービスに関するニーズを把握するため、町は府との連携のもとに、災害ボランティア等の協力も得て、避難所における相談体制の整備及び住宅の高齢者の訪問相談を実施する。

イ. 町は、府との連携のもとに、高齢者のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。

ウ. 町は、府との連携のもとに、町内の高齢者福祉施設等と連携し、高齢者に必要な保健福祉施設等への緊急収容等を勧める。

また、高齢者のうち重度要介護者については、府内及び近隣府県の高齢者福祉施設等への緊急入所等の対策を講じる。この場合、市町村間及び他府県との調整には、府があたる。

エ. 高齢者の健康管理には特に留意することとし、町は府と連携し避難者の健康対策に基づき対策を講ずる。

オ. 町は、避難所及び仮設住宅の設置にあたっては、段差の解消など高齢者に配慮したユニバーサルデザイン仕様の施設を検討する。

#### (4) 障がい者に係る対策

- ア. 町は、府との連携のもとに、避難所設営のため資材として、障がい者用トイレ、車いすなどの福祉機器、視覚障がい者や聴覚障がい者のための情報伝達機器（ラジオ、FAX、文字放送テレビ、掲示板など）を確保し、必要に応じ、速やかに避難所に提供する。
- イ. 町は、府との連携のもとに、手話通訳者等のボランティアとも連携して、個別ルートも含め視覚障がい者や聴覚障がい害者との情報伝達システムの確立を図る。
- ウ. 町は、府との連携のもとに、避難所及び在宅障がい者の調査により手話通訳やガイドヘルパーなどのサービスのニーズを把握し、府の協力を得て必要な人員を確保し、サービスの提供に努める。
- エ. 町は、府との連携のもとに、障がい者に必要な保健福祉サービスが、速やかに提供できる体制の確保に努める。また、重度障がい者については、府内及び近隣府県の障がい（者）福祉施設等への緊急入所等を勧める。この場合、市町村間及び他府県との調整には、府があたる。
- オ. 障がい者の健康管理には特に留意することとし、町は府と連携し避難者の健康管理に基づき対策を講ずる。
- カ. 町は、避難所及び仮設住宅の設置にあたっては、段差の解消など障がい者に配慮したユニバーサルデザイン仕様の施設を検討する。

#### (5) 児童に係る対策

- ア. 町は、哺乳びん、粉ミルク、紙おむつ等の育児用品を迅速に確保し、提供する。この場合、物資の調達が困難なときは、府に協力を要請する。
- イ. 町は、府との連携のもとに、避難所の責任者から通報体制の確立等により、被災による孤児、遺児及び保護者の負傷等による要保護児童の迅速な発見に努める。要保護児童を発見したときは、児童相談所に連絡するとともに、実態を把握の上、親族等に情報提供し、必要な場合には、養護施設等児童福祉施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。町は、状況に応じ府に協力を求める。

#### (6) 妊婦に係る対策

- ア. 町は、妊婦のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。
- イ. 町は、府との連携のもとに、医療機関等の協力を得て、健診等必要な医療サービスが提供できる体制の確保に努める。
- ウ. 妊婦に健康管理には特に留意することとし、町は府と連携し、第3編第10章第1節の避難者健康対策により対策を講じる。
- エ. 助産を実施する場合は、第3編第5章の医療助産計画により対策を講じる。

#### (7) 外国人に係る対策

- ア. 日本語による意思疎通が十分できない外国人に配慮し、府は、ホームページや電子メール、ソーシャルネットワーキングサービス等さまざまな媒体を活用し、多言語ややさしい日本語による情報提供に努める。
- イ. 町は、府との連携のもとに、災害時の通訳・翻訳ボランティアとも連携して、外国人との情報伝達システムの確立を図る。
- ウ. 町は、府との連携のもとに、広報・公聴活動において、外国人にも十分配慮した活動に努める。
- エ. 町及び府は、避難所及び仮設住宅の設置・運営に当たっては、言語や生活習慣の異なる外国人に対し、避難生活に支障が生じることのないよう、外国人にも十

分配慮した支援活動に努める。

## ◇◆ 第19章 義援金品受付配分計画 ◇◆

### 1. 計画の方針

住民及び他市町村等から被災者に寄贈される義援金品について、その受付の便宜を図り配分の円滑化について定める。

### 2. 義援金募集・配分委員会

府は、災害が発生し、義援金の寄贈が予想されるときは、日本赤十字社京都府支部を中心に支援関係団体等を構成員とする義援金募集・配分委員会を設置する。

同委員会は、当該災害に係る義援金募集及び被災地、被災者への配分に関する事務を統括する。

同委員会は、義援金総額、被災地の被害状況等に基づき基準を定め、定められた配分基準に基づいて、町長あてに送金する。

### 3. 義援金品の受付

#### (1) 受付及び管理

救助部が行う。

#### (2) 受付要領

ア. 受付期間は、おおむね災害発生の日から1ヶ月以内とし、必要に応じ延長する。

イ. 住民への周知は、町広報及び新聞、ラジオ、テレビ等報道機関を通じて行う。

ウ. 義援品は、特に被災地あるいは被災者を指定しないものとする。

エ. 義援品で腐敗変質するおそれのあるものは受け付けない。

オ. 受付期間は、義援金品の收支を明らかにする帳簿を備えつけるものとする。

### 4. 義援金品の配分

#### (1) 配分

救助部が行う。

#### (2) 配分要領

義援金品の配分の対象者をり災者名簿により被害状況別、地区別に把握し、配分基準に基づいて配分する。

### 5. 義援金品受付配分結果報告

受付及び配分の事務を終了したときは、直ちに資料編：様式-15及び様式-16によりその結果を知事（地域福祉・援護課気付）に報告する。